

令和4年3月鳥取県定例教育委員会

開催日時 令和4年3月19日（土）午前9時～午後0時10分
午後1時～午後2時10分

1 開 会（教育長）

○足羽教育長

皆さんおはようございます。ただいまから、令和4年3月の定例教育委員会を開会したいと思います。早いもので、もう1年が、今年も本当にコロナ対応に追われる中、1年が過ぎ去ろうとしています。昨年度末、山本前教育長以下、次長をお送りして新体制でスタートしてから、本当にもう1年が回ってくるのだなと、しみじみと感慨深く思い返しているところでございます。今年も本当にいろいろあった1年でしたけれども、委員の皆さん方には本当に心からのご支援ご協力を賜ったこと、また改めて感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

2 日程説明

○足羽教育長

それでは、最初に、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○谷口教育総務課長

本日は、議案13件、報告事項24件の計37件となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3 一般報告

○足羽教育長

例年どおり、この3月は盛りだくさんの議案、報告等になりますので、よろしくお願ひします。

それでは私から一般報告をいたしたいと思います。まず最初に、先日、東北で再びの大地震が発生しました。ちょうど3月11日が東日本大震災からの11年目の日であり、また、全国で思いを新たにしたところですが、残念ながら人命も失われ、そして多くの方が被災されるという、また大震災・大災害が発生しました。亡くなられた方、そして、被災された方に、心からのご冥福及びお見舞いを申し上げたいと思います。

また、合わせて前回の教育委員会以降冬期パラリンピックが開催されている最中ですが、ロシアによるウクライナ侵攻がまだずっと3週間以上継続し、尊い命が失われている惨状が続いております。議会のほうでも抗議決議がなされたり、あるいは全国各地からそうした支援の輪が広がったりしている状況ですが、遠い他国の話ではなくて、我々は鳥取の子どもたちに、このロシア軍によるウクライナ侵攻はどんな意味があって、そして私たちに出来ることは何か、そういう機会を捉えながら、子どもたちに伝えて、二度と戦争を起こさない、巻き込まれないし、しないことの思いを伝えていけたらなというふうに思っているところであり、本当に1日も早くウクライナ侵攻が止んで世界平和が訪れるように心から願っているところでございます。

その間、本当に新型コロナウイルスも猛威を振り続けております。2月23日には、県内最高の211人を記録しております。その間に大きな行事が県内でもありました。3月1日が高校の卒業式でしたが、無事終了することができました。また、3月4日からは特別支援学校の卒業式が順次行われ、3月11日が中学校の卒業式でした。ここまではなんとか卒業式が無事できたのですが、昨日3月18日に卒業式が予定されていた小学校が2校延期になっておりまして、今度の火曜日22日に東部地区の2校が延期ということで、小学校の卒業式にはちょっと影響が出たところでございます。この3年近く、本当にコロナ禍の中で過ごしてきた子どもたち・生徒たちが卒業していきます。是非このコロナで学んだこと、体験したことも含めて、今後の人生に力強く生かしていけるような形で伝えてあげられたらなというふうに思います。

お手元の一般報告資料にはないのですが、2月11日に県立美術館がいよいよ安全祈願祭、そして起工式を迎えました。これは本当にコロナの最中でしたので、規模を随分縮小しまして、県外からの業者も限定し、知事もオンラインで参加していただくという形で、縮小縮小の形でしたけれども無事起工を終えることができました。いよいよ形が少しずつ見えてくるところであり、今後の美術館の在り方について、形ある議論がなされていくものと思います。

そして、2月15日、これも記載しておりませんが、新年度予算が議会に提出されたので、私のほうから新年度の教育予算案について、記者レクを1時間余り行って、新年度に向けてGIGAスクール構想、それから特別支援を要する生徒対応、あるいは不登校対策、学力向上など、主だったところを説明したところでございます。

資料にありますように、2月16日にスーパー水産農林業士の授与式を行いました。本年度で5期目になりますが、農業分野で5人、林業分野で3人、水産業分野で3人の計11人をスーパー農林水産業士として認定をしました。私も授与式に出て、生徒さん方と話をしましたが、この長期インターンシップを3年間の中で経験をされて、そして、基幹産業人材育成に大きく寄与されながら、今後その道をその方法で選んでいきたいという力強い決意を聞いたところで、数は少ないもののそうした地元産業を担っていく人材が育っているなど実感したところでございます。

お手元の資料にあります2月18日、県の教育審議会をオンライン形式で開催しました。小学校の30人学級の推進ですとか、学力向上施策、それから県立夜間中学校の設置に向けた状況、これら3つを議題としながら、委員さん方からご意見をいただきました。いずれも賛同いただき、是非30人学級、更には学力向上に繋げて、そして学び直しの夜間中学校をより鳥取らしいものという前向きなご意見をたくさんいただいたところであり、これらを今後の施策に生かして参りたいと思います。

2月22日から2月議会が開会いたしました。藤縄議員、尾崎議員の代表に続いて、以下一般質問で12人の方々から、今回もたくさんの質問をいただいて、場合によっては知事よりも、教育長答弁が多いような日もあり、本当に熱い議論をいただきました。不登校対策や、それから性に関する学びでありますとか、主権者教育、それから新しく設置されます国の子ども庁に対して、県としてはどうなんだというようなお尋ねがありました。更には、国際バカロレア教育の状況、そして新しかったのは「ケアリーバー」という児童福祉施設ですとか児童養護施設とか、里親のもとで生活をしていらっしゃる方が、18歳で高校卒業と同時に、その施設や親元を離れられた後に、支援が途切れるというような状況が存在していることでした。厚生労働省が全国調査をした時に、やはり人との関係が途切れるとか、進学はしたものの経済困窮で退学を余儀なくされるとか、そんな状況が一定程度あること、そこにどうした支援をしていくのかといった、そういう観点でのお尋ねをいただいたところでございます。高校段階までは繋がっているものの、そこから先が離れていく。その前段として、じゃあ高校として、進学や就職していく生徒にどんな情報を提供していけるのかというふうなことで、私のほうから答えさせていただいたところであり、今ヤングケアラーの問題が取り上げてありますけれども、ケアリーバーというような、困窮状態に置かれた生徒への対応というのも今後必要になってくるのかなと思っています。

最終日には、会派民主の議員さんでしたが、「正しいとはどういうことか」とか、「同調圧力」とはどういうことか、といった禅問答のような議論でしたが、すぐに情報を鵜呑みにしてしまう、自分で考えて自分で結論を出していく、そんな教育をもっともっと進めるべきではないかというふうなご意見もいただいて、熱い議論を交わさせていただいたところでございます。

3月2日ですが、「ご飯と命のストーリー展」というこれは、鳥取県内初の展示になりましたが、食の大切さを子どもたちに体験的に学んでいただくという取組が鳥取県立体育館で行われて、オープニングセレモニーに参加をさせていただきました。5,000人近い方が保護者と一緒に子どもさんが入って、その栄養価でありますとか、「ダチョウの卵は、こんなに重いんだよ」というような体験をしていただいたデモンストレーションがございました。

3月8日、9日にあった、高校入試は無事終了することができました。大きなトラブルなく、コロナ禍の中で追試に回った生徒も何人かございましたが、無事その受験を終えて、先日17日に合格発表がなされたところでございます。

最後に昨日18日でしたが、山陰中央新報社と山陰中央テレビの主催の黄色い手帳運動という子どもたちの交通安全を図る運動が、ここ47年間続いております。今年も各小学校に図書をいただいております、その贈呈式が昨日あったところであり、また今年も12校の小学校に図書をいただいております、今後の読書活動に生かしていくということがあった一月でございました。一般報告は以上でございます。

4 議 事

○足羽教育長

それでは続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、鱸委員と森委員にお願いしたいので、よろしく申し上げます。

それでは、林次長から、議案の概要説明をお願いします。

○林次長

それでは、議案の概要を説明させていただきます。まず議案第1号については、鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命についてでございます。こちらは現在の委員のうち、1名が辞職をされるということに伴いまして、後任の委員の任命をお諮りするものでございます。

議案第2号から議案第5号までは、教育委員会事務局の課長級、市町村立学校の校長、県立学校の校長及び事務長等の管理職に係る人事を年度末人事について諮るものでございます。

議案第6号、公立学校教員の懲戒処分については、公立校教職員におきまして非違行為がございましたので、その対応をお諮りするものでございます。

議案第7号、令和4年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命につきましては、5年度に使用する教科用図書の選定に係る資料に係る等審等をいただくため委員の皆様を任命することを諮るものでございます。

議案8号、議案第9号につきましては、鳥取県教育委員会事務局等組織の一部を改正、また鳥取県教育委員会事務局権限規則と組織改正につきましては、4年度からの組織改正等に伴います関係規則の改正を行おうとするものでございます。

議案第10号、鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する事業主の行動計画の改訂につきましては、現在も計画を行っておりますが、そのうち教頭以上に占める女性の割合に係る目標を追加しようということで、その部分等の改正を行おうとするものでございます。

議案第11号、現業職員の給与に関する規則等の一部改正、議案第12号、鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改正につきましては、令和4年4月1日から、県職員の給料表の改訂を条例のほうは改正させていただいておりますが、そ

れに伴いまして現業職員の分についての給与表等の改訂に係るもの、労働組合と交渉が妥結いたしましたので、それを踏まえて改正を行おうとするものでございます。

議案第13号、県立学校管理規則の一部改正につきましては、体験的活動等の休業日につきまして、その導入を踏まえて所用の改訂をするものでございます。計13件をよろしくご審議をお願いします。

○足羽教育長

それでは、議案の第1号から7号まで、それから報告事項のアからウまでは、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(同意の声。) はい、それではそのように取扱って非公開といたします

(1) 議 案

【議案第1号】 鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について（非公開）

【議案第2号】 教育委員会事務局人事（課長級以上）について（非公開）

【議案第3号】 市町村（学校組合）立学校長人事について（非公開）

【議案第4号】 県立学校長人事について（非公開）

【議案第5号】 県立学校事務長（課長相当職）人事について（非公開）

【議案第6号】 公立学校教職員の懲戒処分について（非公開）

【議案第7号】 令和4年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開）

【議案第8号】 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

○足羽教育長

では、議案第8号の説明を教育総務課長お願いします。

○谷口教育総務課長

教育総務課でございます。よろしく申し上げます。議案第8号、鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正につきまして、議決をお願いするものでございます。第8号の1頁をお願いします。この度の組織規則の一部改正でございますが、令和4年4月の組織改正でございます。2にございますとおり、改正の概要でございますが、まず一つ目、美術館整備局に美術振興監という職を設けますので、その職務を定めるもの、二つ目に、小中学校課に県立夜間中学設置準備室を新設することに伴い、関係事務につきまして、小中学校課の分掌事務に追加すること、三つ目に、鳥取県立学校学校評議委員会また、鳥取県立

学校学校関係者評価委員会、こちらのほうが廃止されることに伴いまして、記載の整備を行うものでございます。施行期日は、令和4年4月1日でございます。

めくっていただきまして、2頁目3頁目が、具体的な規則の改正内容になっております。まず、第4条のところ、小中学校課の分掌事務ということで下線がございまして、左側の改正後のほうをご覧くださいと、(1)～(3)のところ、県立中学校という言葉を入れさせていただいています。第7条の職制のところでございますが、第2項の3行目から、美術館整備局に次長または美術振興監を置くことができるということで、下線部で追加させていただいています。第8条につきましては、付則の内容につきまして記載されているところございまして、この6項に美術振興監の職務といたしまして、上司の命を受け、美術の振興に関する専門的事項の企画に参画する、と記載させていただいております。

3頁の別表第1でございますが、こちらは先程申しあげました小中学校課の課内室として、県立夜間中学設置準備室ということから、課内室を追加するものでございます。

また、別表第2とありますが、右側の改正前の学校評議委員会、また学校関係者評価委員会を表の中から削除するというものになっているところでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○足羽教育長

いずれもこの4月1日、新年度に向けた組織改正に伴う組織規則の一部改正についての提案でありました。なにかご質問等がありますでしょうか。

○若原委員

県立中学校は初めてとなるわけですね。

○足羽教育長

はい。

○鱸委員

よくわからないのですが、私は特別支援学校の評議委員になったことがあるのですが、その評議会とコミュニティースクールとはどういう関係でしょうか。ここは文章が消えてしまってもいいのですか。

○林次長

コミュニティースクールを全県立学校で今年度設置しますので、そこがここの評議委員会とか評価委員会がやっていた業務を、コミュニティースクールのほうで行うようになるものです。今の段階は、まだ全部の県立学校にないのですが、それが百パーセント設置に

なりましたので、その業務がこちらからは消えるということで、内容はやりますけれど担当するところが、コミュニティースクールに代わるということです。

○足羽教育長

よろしいでしょうか。では議案第8号も議決とします。

【議案第9号】 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

○足羽教育長

続きまして、議案第9号をお願いします。

○谷口教育総務課長

引き続きまして教育総務課でございます。議案第9号をお願いします。鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正につきまして、議決をお願いするものでございます。1頁目をお願いします。事務処理権限規程の一部改正につきまして、改正理由の1番ですが、令和4年4月の組織改正に伴います所要の改正でございます。

改正の対応につきましては2でございます。まず(1)でございますが、人事委員会規則の改正に伴いまして、記載内容を整理するものが一つ目です。(2)としまして、小中学校課内に置きます県立夜間中学設置準備室の新設に伴いまして、県立中学校の設置または廃止に係る事務を追加するものでございます。また、(3)といたしましては、県が任用いたします外国語指導助手の任命に係る事務の担当課、こちらが現在小中学校課から高等学校課に担当課が変わることに伴います記載の整理でございます。施行期日は、令和4年4月1日でございます。

2頁目から4頁目に具体的な権限規程の改正の内容がございます。別表第1の2として、教育総務課のところがございます。こちらの右側のほうにあります改正前太い四角で囲っておりますが、これが職員の任用に関する規則という人事委員会の規則でございます。こちらのほうの規定が無くなることに伴いまして削除するものでございます。

2頁目の下のほうの4として、小中学校課の規定でございますが、表の右側でございますけれども、「外国語指導助手及び」とございますが、そちらのほうを削除いたしまして、高等学校課のほうに事務が移るということで、下線部の部分がなくなるということでございます。

そして、3頁の下のほうの左側にちょっと四角の中に書いてございますが、こちらが県立中学校の設置または廃止に係る権限を小中学校課の中に入れさせていただいたものでございます。

めくっていただきまして4頁、こちらは高等学校課の事務処理権限の内容でございますが、先程の小中学校課のほうにございました外国語指導助手に係る任命の事務を高等学校

課に追加するというような内容になっております。説明のほうは以上でございます。よろしく申し上げます。

○足羽教育長

事務処理権限規程の一部改正も組織改正等に伴う形で整理するものでございます。なにかご質問等がございますか。よろしいでしょうか。(同意の声。)では、議案第9号も議決とさせていただきます。

【議案第10号】 鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の改訂について

○足羽教育長

続きまして、議案第10号、よろしく申し上げます。

○谷口教育総務課長

続きまして教育総務課でございます。議案第10号、鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の改訂につきまして、議決をお願いするものでございます。1頁でございます。法律に基づきまして、現在教育委員会におきまして、特定事業主行動計画を策定しているところでございますが、今般国のほうから要請を受けまして、項目の中の目標と取組内容という中にございます項目に、教頭以上に占める女性教職員の割合を追記するものでございます。中程の表の中に上から三つ目に太枠囲みがありますが、教頭以上に占める女性教職員の割合を目標内容といたしまして、校長20%以上、副校長・教頭40%以上が目標として挙げさせていただこうとするものでございます。なお、直近の実績といたしましては、現在令和3年度でございますが、校長：16.7% 副校長・教頭：36.4%ということでございます。ページの一番下のほうに、これは参考として、これは国のほうの計画になっておりますけれども、ご覧のとおり割合になっているということで付けさせていただいております。

2頁以降につきましては、現在の特定事業主行動計画を挙げておりますが、その中の7頁をちょっと見ていただきますと、下のほうの6番といたしまして、達成しようとする目標と取組内容とございます。ここの上から三つ目の教頭以上に占める教職員の割合というのが入れた形になっているのが、こちらのよう表現で、計画のほうは改正されるということになっておりますので、またご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○足羽教育長

女性教職員の活躍推進に係る行動計画の改訂という点で、国のほうからこれは要請があ

ったことを受けて入れていくという形ですが、大事なのはあとどう実現していくかという取組だろうなと思います。

○谷口教育総務課長

3頁のほうの行動計画の中には、役職段階に占めます女性職員の割合の伸び率といいますが、既に本県の計画、あるいは実績としては落とし込んでいますので、まだ国のほうが、校長ないし教頭の割合を追記せよと要請がありましたが、実質的には本県としましてはその辺は補足しながら、女性の役職の割合を高める算定にしておりますので、改めて取組むというよりも、現在の状況を踏まえて、改めて進めていくという形を取りたいと思います。

○若原委員

この目標内容の数字は、これは令和7年度までに達成するという数字ですか。

○谷口教育総務課長

5年間の期間の中で達成する計画です。おそらくこれは第五次、六次、七次と国のほうの計画に合わせて、各都道府県の教育委員会も求められていくのかなと思われます。

○若原委員

ちなみに、令和4年度の数字は、大体どれぐらいの数字になりそうなのですか。

○井上教育人材開発課長

例えば、小学校長ですと、23.5%です。昨年度21%でしたので、若干なりとも増加することを意識しながらやっていきたいなと思います。中学校長は5.8%から5.9%ということで、若干ですけどまだ伸び率としては大きくないです。中学校、高等学校につきましては元々の男女比率の問題がございまして、現在50代のところというのは男性が非常に多い年代になっておりますので、少しずつでも増やしていこうと取組んでいるところでございます。また、40代に入ってきますと、また男女比率が少し変わってきてまして、女性の比率も高くなってきますので、その辺りも意識しながら、取組を進めていきたいなと思います。

学校長が全体で18.7%、昨年度が16.7%でございました。それから副校長教頭が36.4%から4年度当初は34.8%で若干下がってしまいます。管理職全体では27.5%から27.6%ということで、ほぼ変わらないですが、若干なりとも増加するように努力しているところでございます。

○若原委員

令和7年度までに達成してしまえば、この数字はまたこの数字は、もう少し高い数字に、目標数字を変えるということですね。

○谷口教育総務課長

達成できるような状況を踏まえながら、そこは検討します。

○林次長

副校長・教頭は、全国は25%が目標にされ、本県では36%ということですが、それより上は目指していかないといけないのではないかと思います。校長のほうはなんとか国の20%と同じようなところを目指さないといけないのかなというところが鳥取県としては、トータルとして目指すべきところなのだろうなということ考えています。

○鱸委員

そうすると、女性職員の方のキャリア教育というのが関わってくると思います。

○林次長

先程森委員からありましたように、働き方と合わせて、どうトータルとしてのキャリアプランを考えていただくかということだと思います。当然働きやすさなり、支援という部分もあるでしょうし、逆の意味では女性だけではなくて、男性も含めて職場そのものの職場環境なり、制度的なものはだいぶ今、公務員といえども民間と同じように、それが実態として利用できたり、使うことに伴う職場環境的なもの、いわゆる雰囲気というものが乗って、またそれを超えた時にはまた改めて頑張ってくださいとか、それは逆に男女を問わず、そういうところをしていかないと、女性の管理職もなかなか増えないでしょう。女性の管理職を増やすイコール女性の先生方のキャリアアップということを考えがちですが、それはやはり女性だけではなくて、男性側もそれを踏まえたことを考えるということが大切なんじゃないかなと思います。ある程度上の段階まで本県は上がってきていますので、それをしないとこれからの伸びがなかなか難しいのではないのでしょうか。

○足羽教育長

はい、よろしいでしょうか。キャリア形成のことも取組んでいきたいと思います。では、議案第10号も議決ということにしたいと思います。

【議案第11号】 現業職員の給与に関する規則の一部改正について

○足羽教育長

では続きまして、議案第11号をお願いします。

○井上教育人材開発課長

議案第11号、現業職員の給与に関する規則の一部改正について、議決を求めたく提案をいたします。いわゆる給料表の改訂でございます。鳥取県職員としての一般職の給料表は、既に令和3年11月30日に、給与条例が改訂されて令和4年度から給与表が改訂されるということで、議会のほうで可決をされております。この給料表改訂に合わせて、学校で勤務する現業職員につきましても、教育委員会規則で給料表を定めるということになっておりますので、現業職員の給与に関する規則を、この給与条例の改訂に合わせて規則改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、1頁から3頁にかけて、給料表という形で示させていただいております。簡単に申しあげますと、今回の給料表改訂の趣旨は、若年層ですから号給で下のほう、若年層においてはアップ、即ち新規採用を目指して給与条件を上げていく。ただ、財源等のことがございますので、高齢層で号給として高いところのほうは、止めていくという趣旨で改訂を進めていくということでございます。一般職の給料表に合わせ、今回現業職員の給与に関する規則を改正したく議決をお願いするものでございます。

○足羽教育長

趣旨は、若年層を上げていくということで、漸く組合のほうとも妥結をした内容になっております。

○井上教育人材開発課長

失礼しました。2月24日に職員団体と妥結をしております。その妥結に合わせて、今度は議案第12号になりますけれど、説明させていただきます。

【議案第12号】 鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について

○足羽教育長

それでは12号と関連しますので、議案12号も併せて、提案させていただきます。

○井上教育人材開発課長

議案第12号のほうで、労働組合との妥結と、先程の規則改正を受けまして、労働協約締結権がある鳥取県高等学校現業職員労働組合と労働協約の改訂で締結をしたいと思っておりますので、この労働協約につきましても、改訂の議決をお願いしたく提案するものでございます。内容につきましては先程の規則における給料表の改訂をそのまま労働協約のほうにするものでございます。繰り返しになりますが、令和4年2月24日に職員団体とは

既に妥結をしておりますので、ご確認いただきまして議決をお願いしたいと思います。

○足羽教育長

いかがでしょうか。

○若原委員

この給与改正は、教育委員会が決定すると、さっき言われましたね。

○井上教育人材開発課長

はい。学校で勤務する現業職員につきましては、この給与に関する教育委員会規則という形で教育委員会規則として定めておりますので、まず規則を決定していただきまして、その規則に合わせて、労働組合と協約を結ぶことになります。

○若原委員

給与改正ですので、学校長も当然相談対象になりますよね。それはもう終わってしまったのですね。まあ特に異論はないのですけど。

○鱸委員

現業職の業務内容と民間の業務内容との比較による特に号給が高いグループにおける考え方には、民間比較という考え方はこの中にはないのですね。

○井上教育人材開発課長

その前の給料改訂の段階で、民間比較によります人事委員会勧告を受けて、給与条例そのものが改正をされます。その行政職の給与と合わせて、現業職員の給与を規則として制定するようしておりますので、そちらのほうからの比較が入っております。

○鱸委員

ということは、これはその考え方が入っているのですね。

○井上教育人材開発課長

はい、入っています。

○鱸委員

わかりました。

○足羽教育長

そのほかございますでしょうか。では、議案第11号並びに第12号を議決させていただいていいでしょうか。(同意の声。) はい、ありがとうございます。

【議案第13号】 鳥取県立学校管理規則の改正について

○足羽教育長

それでは議案の最後になります。第13号をお願いします。

○井上教育人材開発課長

議案第13号、鳥取県立学校管理規則の改正につきまして、議決をお願いしたいと提案させていただきます。内容につきましては、1頁のほうでございます。新たな休業日としまして、家庭及び地域における体験的学習活動という休業日をまず管理規則上に設定をさせていただきますまして、その次に現在の管理規則上では、教育長への承認手続きによって、この体験的活動そのものは取れるようにはなっているのですが、来年度のカレンダーあるいは、学校における働き方改革の推進、そして学校の教育活動における地域との連携、地域の行事等の連携等を学校そのものが戦略的に進めることができるようにするために、この家庭及び地域における体験的な学習活動を伴ったその学習活動のための休業日の設定を、学校長が戦略的に設定できるように2頁のように届出制度として、規則を改正するように改正させていただくものでございます。趣旨を鑑みて議決をお願いできたらと考えて、提案するものでございます。以上でございます。

○足羽教育長

以前相談をさせていただいた形の休業日を実際に鳥取市さん等は入れていこうとなさっていらっしゃるけど、鳥取市以外にもそういうような考えを持っていらっしゃるの、県立のほうでもきちんと規定してほしいということです。2頁の第6号の「体験的学習活動日等休業日、校長があらかじめ、……」の部分についてはいいですか。

○井上教育人材開発課長

切れて、休業日に「校長があらためて届け出た日」というふうに。その定義です。

○足羽教育長

はい。わかりました。

○若原委員

例えばコロナで休業にするといったことはあり得ますよね。それもこれに含むわけですか。

か。

○井上教育人材開発課長

それは別途「略」というようにしているのですが、これは事後的に届けるというふうな形で、現在は処理しています。コロナとかインフルエンザとか急な感染症で学級閉鎖等がありますので、そのようなことをした場合には事後的に届け出るようにしております。

○足羽教育長

これは、57日とは別ですね。

○井上教育人材開発課長

はい。別です。

○林次長

この管理規則に基づかないで、コロナとかインフルエンザという感染症は、学校安全衛生法に基づいて休業が指示されますので、そういう意味で、こちらとは別の扱いになります。実際に休んだところについては、先程あったように報告をいただくことで、どの日に休まれたかということは把握します。

○足羽教育長

手続きの簡便化をするということです。申請をし、教育長承認が出て、それが漸くまた学校に戻っていくというのを簡便化していくということで、問題はなくなるということです。よろしいでしょうか。(同意の声。)はい、ありがとうございました。では議案第13号も原案どおり決定とさせていただきます。

それでは、ここで5分休憩を取りたいと思います。引き続いて報告事項に入ります。

【休憩（5分）】

(2) 報告事項

○足羽教育長

それでは報告事項に移りたいと思います。担当課ごとに説明を行いたいと思いますので、まず、事務局のほうから説明をし、質疑をお願いします。

【報告事項ア】 教育委員会事務局人事について（非公開）

【報告事項イ】 市町村（学校組合）立学校教職員人事について（非公開）

【報告事項ウ】 県立学校教職員人事について（非公開）

【報告事項エ】 公立学校教職員の分限処分について（非公開）

【報告事項エ】 アクションプランについて

○小谷教育総務課参事

教育総務課の小谷です。アクションプランは、第3期鳥取県教育振興基本計画に基づいて、毎年度作成することになっております。今回は令和4年度のアクションプランを決定しましたので報告したいと思います。令和元年度のアクションプランをベースに、来年度特に取組んでいくというところ、変更するというところを中心に説明させていただきたいと思っております。

資料といたしましては、アクションプランというのは、予算の成立をもって効力を発するものです。

まず5頁の1の3の生涯学習の環境整備と活動支援の②の図書館機能の充実のところ、幾つか丸がありますが、下から三つ目の「GIGAスクール構想の展開を支える学校図書館活用教育を普及・推進するため、ICTを活用した授業実践や活用スキルを学ぶ研修を開催する。」という文言を入れております。それに関連する事業といたしましては、関連事業のところの一番下の生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業の②番の辺りがICTを活用するところに該当しています。

続きまして7頁、2の4の豊かな人間性、社会性を育む教育の推進の①番、「道徳教育や人権教育の充実の一番下の丸、子どもたちを性暴力加害者にさせない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育の啓発活動の実施により、現在・将来にわたり、子どもたちを性犯罪・性暴力から安全・安心に守るための取組の充実を図る。」ということに記載しております。

続きまして8頁で2の(5)、ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実の①番、「ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成、の一番下のところに、それぞれのライフステージで、子どもたちが図書館の資料や機能、サービスを活用することにより、将来にわたり自ら考え、行動して生きる力の育成を目指す。」ということに記載しております。

次に9頁の下から2行目の仕事と暮らしに役立つ図書館推進事業の①番、『本当に使える「ライブラリーすごろく」』ということで、それぞれのライフステージに応じた図書の推薦というものを目指す仕組を確立ということを考えております。

あと11頁、学力についても来年度は大きく動きが変わってくると思っております。一つ目の四角の2行目に、「さらに、「鳥取県・市町村学力向上推進会議」を開催して市町村と連携をより一層深め、」ということに記載しております。それからその下にも、「確かな学力の定着、学習意欲の向上を図る。」ということを目的に挙げております。それから2つ目の丸の2行目、とっとり学調をスタートしまして、そういう一人一人の学力の伸びや学力を支える力を継続的に把握するという意味で、個人カルテを作成して、個に寄り添った指

導・支援を推進する、ということに記載しています。同じ欄の3つ目に、3行目ですけども、鳥取県における小学校高学年の教科担任制というものを鳥取県独自の取組をやっていくということに記載しております。それから一番下の丸です。子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導の充実による学力・学習意欲の向上を図るために、鳥取県独自の少人数学級を進めるということに記載しています。関連事業にもそういったものの事業がちりばめられています。

17頁、一番上の②番、技術革新、高度情報化に対応した人材の育成、ICT活用教育の推進のところの丸の二つ目が大きく変わってくるところであります。発達段階に応じた情報活用能力を育成するという、あと、STEAM教育などの教科横断的な学びを推進する。個々の学習、生活、健康などの各種教育データを活用した客観的根拠に基づく質の高い教育への取組を進め、鳥取型教育DXの実現を目指す、ということに記載しております。それから関連事業につきましても、18頁のGIGAスクール実践拡大事業というところがこれに該当する事業になります。

19頁、県立高校の魅力化、特色化についても、3の(10)の3行目のところに、教育審議会の答申を元に、令和8年度以降の県立高等学校の在り方について、基本方針を策定するということが記載しております。その下の②番の学校運営組織体制の充実についても、再度になりますけれども、少人数学級の動向を踏まえたところで、新たな体制を構築するということが記載しております。

続きまして20頁の3の(11)魅力ある教育の確保というところでは、これまでの取組でも必要な確保はしているのですが、SNSを活用したプロモーション活動による活動等により、鳥取県で教員になることの魅力の発信をするということと、2つ目の島根大学との協働による「未来の教師」育成プロジェクトという高校の時から教師の志願をする生徒を増やす意味で、こういうプロジェクトを実施しているのですが、そこに参加する生徒に対しての大学入学、養成、採用と一貫したシステムを作っていくことを今検討しているということに記載しています。

続きまして22頁の3の12、安全安心の教育環境の整備というところで、①番になりますが、省エネ化、ZEB化などSDGsや脱炭素社会の実現に向けた持続可能な環境整備を推進するということが記載されています。

24頁の3の、いじめ・不登校に対する対応強化についてです。②番の不登校対策の推進の一つ目の丸のところに、大学教授等から指導助言を受けながら、県と市町村で開催する「いじめ・不登校等対策連携会議」において、不登校、いじめ、暴力行為等、学校が抱える諸課題の解決に向けて、具体的な対策を検討、また、それを受けて各学校への訪問指導を行うということに記載しております。

続きまして26頁3の14の②番の上から三つ目の丸のところに、県立夜間中学を設置することとし、令和6年開校を目指し、それに向けた準備を進めている、としております。

少し飛びますが、43頁の県立美術館の整備について、5の20の①番、丸の1つ目の

ところに、美術ラーニングセンターを開設するための具体的な準備を進めるところと、2つ目の丸のところには、県内の文化芸術に係る団体や教育現場等と連携した「県民立」美術館づくりを進めていく、と記載しています。

最後、事務局のことになりますけれど、35頁の5の22の②番、文化財の保存と活用のところでは、丸3つ目のところに、青谷上寺地遺跡について、青谷上寺地史跡公園のオープンに向けて気運を醸成するとともに、青谷弥生人を活用した考古学の観点からも新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図りたいと考えています。主立ったところを報告させていただきました。

○足羽教育長

毎年度改訂し、その都度の情勢に応じて必要なところを改訂し、予算をそこに反映させていくというような形のつくりになっておりますので、その辺りを今、小谷参事のほうから説明をしてもらったところです。何かご質問ご意見等があればお願いします。

○佐伯委員

それぞれで学校課題として、取組むところを絞って重点的にやっていかないと、ではこれ全部をやるのかといった時に、ちょっと難しいところがあると思っています。アクションプランはデータとか紙で学校とかに下ろしていく形ですか。

○小谷教育総務課参事

アクションプランは、ホームページにアップしますし、紙でも送るようにします。学校組織体制づくりや児童生徒理解の研修を行うとともに、課題解決の方策を協働し、市町村教育委員会に紙で送って、学校にはデータで送っています。

○佐伯委員

学校運営を進めていくときに、それぞれの市町村での課題も考慮するのですが、県の方針も参考にすることはあります。その際に校長が参考にできるように、県が現在何に取り組もうとしているのかはっきり伝わるシステムが出来上がっていくといいなと思います。年度替わりは多忙ということもあり、新学期が始まる前に現場の参考になるものをきちんと配布できればいいと思っているのですが、いかがでしょう。

○小谷教育総務課参事

校長会という場でも捉えながら紙ベースでも配っているところまではいっていません。

○佐伯委員

たぶん各局の担当の方とかが、校長会とかに、毎月の定例会に出て行かれるので、そう

いときにこういうことに触れていただくことが必要だと思います。別に媒体は紙でもデータでもよいので、周知していただくと嬉しいです。

○中田教育次長

今言っておられるのは、校長の立場からすると、年度の替わる時、次年度の学校の方針をつくる際に、ということではないかなと思います。年度が替わる時の説明会の際に、前半3分の1ぐらいに、鳥取県からの来年度の教育行政の方針について簡単に話をさせていただきます。後半は、定例の会議のことなのでちょっと圧縮してという形を取っていますので、今年は3月27日にあるのですが、その際、今出てきたことすべてというわけにはいきませんが、例えば大きな変更になっている30人学級の意義やGIGA構想や、いじめ・不登校などの主だったところについては、ざっと触れながらしております。それでこれについても、紹介しながら話をしたいというように思っています。

○佐伯委員

たぶんそのときに、校長が替わり、新任の場合、教頭が出席するということがあると思うのですが。

○中田教育次長

これは新しい校長先生が来られることが多いですよ。

○佐伯委員

そうですか。それでしたらいいのですが、せっかくの話を聞いて帰って、きちっと繋げていかないといけないなと思いました。はい、わかりました。

○足羽教育長

その際に、事務局のほうから、本当にここだけは各学校共通の課題として押さえてほしいというところだけを抜粋して、その大元は教育振興基本計画ですと説明し、ここを元に、それを実現するためのアクションプランとして、こういった抜き出したものを1、2枚ぐらいで説明すると、共通項があるし、それ以外各学校の課題は、是非ここを拾ってもらったら丁寧にいろいろ考え方が書いてあります、というような紹介の仕方にすればいいなと思っています。

○佐伯委員

ここの学力のところも是非お願いします。

○森委員

今の話で言うと、民間の事業者さんたちも、1番の社会全体で学び続ける環境づくりというテーマのところなんかも、本当は民間の業者もどう変わって、GIGAスクールも会社もそういう人材これからほしいと思っていますし、「教育委員会もそういうことを今育てようとしていますよ」ということなども、例えば、ロータリーの講演会などに、今の抜粋したメッセージを伝えていくというような機会も併せて、お願いしたいと思います。民間が知ることで、学校現場も緊張感が出たりとか、両方からの相乗効果で、そういうことも今必要なところにきているのかなと話の流れで感じました。

それと3頁の、学校支援ボランティア登録者数8,400人というのは、市町村の中でこういう方たち登録してもらいたいという意味合いの人数ですね。

○小谷教育総務課参事

はい。

○森委員

この辺りなんかも私たち知らなかったですし、今学校もボランティアをやっていると、いわゆる学校進学に有利だということを謳っている学校もあったじゃないですか、この間の条件の中に。特別入試の自己推薦とか。ボランティアもクローズアップされていたりするんで、民間は知ることで関わることがあるかなと、このボランティア人数8,400人も含めて、そんなような気がちょっとします。

○足羽教育長

おっしゃるとおり、なかなか地域や民間には、学校教育が今県全体でどんな方向を目指して、どんなふうな取組をしているかというのはなかなか保護者以外の方には伝わりにくいです。

○森委員

特に民間の経営者の中には、まだまだ教育のほうは奥様に任せてというところがあるでしょうし、若い方たちは段々参加するでしょうが、民間の社長たちは知ることで、若い社員たちの関わっている問題だとか、学校が今どうなっているかということを、トップが知ることで、違う後押しや支援を、このボランティアというところを含めて、見え隠れするものがあるのではないかと感じます。

○足羽教育長

おっしゃったように、ロータリークラブの例会が各地区であったり、それから青年部の集まりがあったりする機会があります。いろんな議題で、私は個人的に中部のロータリークラブから呼ばれて、こういう施策についてではなくて、私は私の思いを話したようなこ

とがありました。だから、こちらからそういう声をして、どこかの機会に環境を社会全体でという部分に特化したというような提案のやり方もあるかなど。ちょっとそれは、すぐできない話ですけど、検討もしてみるということで。

○鱸委員

今は大きな問題じゃないのですが、私は将来大きな問題になると思うのですが、外国籍の日本語教育という問題については、就学支援委員会に出ているとかなりあるんですね。日本の子どもであれば、特性に偏りがあると言っても、ほとんどが通常学級でうまく出来るところが、言葉がしゃべれないという子どもさんを現場の小学校・中学校で、どういふふうにインクルーシブな教育の中でやっていくかというのは、非常に大きな問題になってきている。というのは、どうしてもその本人の特性において黙り込む外国籍の子どもさん。じゃあその人が広い意味で将来学習障がいのだから、特別支援学級で対応するという流れが、現実に鳥取市でも起こっているんですね。私がちょっと聞きたいのは、いただいた資料の中にあつたのですが、今日説明した中に、外国籍の子どもさんの日本語教育に関するアクションプランの予算の中で、大きな予算はないと思うのですが、どこかに出ていると思うのですが、何ページでしたかね。

○中田教育次長

小中学校では、すべての市町村じゃないのですが、それぞれに声をかけて、きめ細かな指導を行うという事業を国が行っておりまして、それが外国からこられた方の子どもさんの指導に一役買っております。境とか岩美とかが使っております。

○鱸委員

そういう総論的な国が下ろしてきているからという情報は、現場の扱いはまだしてないですよ。知的だったら知的の特別支援学級にしましようか、診断書を書く小児科の先生も迷われるわけですよ。ただ学校現場とその子と見たときに、「子どもには申しわけないけど、今の日本の教育の鳥取県の中では、こういう形で書かなきゃ仕方がないな」というようなことが、ちょっと問題になっていると感じます。私は少し今後の問題として、今度はウクライナの子どもさんがくるかもしれないと考えています。そういう中でしっかりと、日本語教育、日本語が出来ない子どもさんと、学校教育の遅れということと、特別支援学級という概念を一緒にして欲しくないなという気がするわけです。

○中田教育次長

その状況というのは、県の中にも話が来ています。それで、とりあえず違いますよということで、特別支援教育課が市教委に返して、その辺りが課題として、手をこまねいているわけにもいかなかったもので、こういう形でもありかなど、良かれと思つての市の就学支

援委員会で話題になったのかもしれないです。

○鱸委員

ただ、県がそう返しても、現場は決定するのは校長さんですし現場ですから、それはたしかに指導はするけど、そうする方向に行くかといえば行かない。ちゃんとその辺のところが、書かれているページを教えてください。

○小谷教育総務課参事

26頁と27頁にあります。多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築のところに該当しているのですが、26頁の②の「帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、」というところです。関連事業としましては、27頁の一番下のところです。

○中田教育次長

ただ、これが先程紹介した国の事業なのですけど、もう、これを受けようかというところは手を挙げて受けられますし、これ以外に、すべての市町村が関わって、そういう子どもがいた場合には、例えば三朝なんかは、岡山大学の星の研究でロシアの方がたくさんおられますが、ロシア語と日本語が話せるロシアの人を教室に入れて、一緒に通訳しながら授業を受けるようなことで、子どもは早いですから何年かしたら自由にしていく。そういう取組は各市町村が一生懸命やっておられますけど、大きい鳥取市や米子市になると、人材確保が厳しい。どこかの小学校に1人、中学校には1人、国の加配が配られた仕組はおもしろいなど。県内では人数の関係で2人しか配られてないのですけど、小学校の1人は米子の小学校、中学校の1人は鳥取市内の中学校に配置してあって、これは拠点校みたいになっていまして、その学校だけでなく、必要校の面倒を見るというような取組もしています。ただ、すべてが実態に合って、すべての子どもにマッチできるような人が配置できているかという、これはなかなか難しいところはあるかもしれません。

○鱸委員

外国籍でも今いわれた三朝のロシアの方は、家族もちゃんとしている。ところが就学支援委員会で出てくるようなところは、お母さんは日本語が全くしゃべれない、お父さんは日本人だけど仕事ばかりして協力しないという家庭の問題もあります。ですから、国がこういたり、いわゆる総論的な方向、あるいは予算向けの方角というのがあったとしても、本当に実態はどうなのか、鳥取県ではどうなのか、今いわれたように把握されているとおっしゃること自体については、それは非常にいいことだと思うのですが、その辺の問題点というのをもう少し上げてくるという意味で、学校現場に確実に説明していく必要があるように思います。意外と鳥取市では、県はこう考えているということが意外に議論さ

れてないですね。それから、切羽詰まった状態になって、だいたい9月か10月に就学支援委員会でしょ。それまでの問題が一番大事だなと、あそこで数人の委員が集まって、その子の就学課題を言っても、もう遅いのかな。その辺のところでは少し、こういう問題があるので、こういう予算付けされたとき、もう一度、学校の先生方も知っていると思うのですが、確認するという意味でも情報提供が大事だと思います。

○足羽教育長

はい、ありがとうございました。今ご指摘いただいたことも含め、数々まだ課題が多いと思いますので、また気づかれた点がありましたら、お寄せいただければというふうに思います。では、報告事項エはこれで閉じたいと思います。

【報告事項オ】 懲戒処分等の指針の一部改正について

○足羽教育長

では、報告事項エをお願いします。

○谷口教育総務課長

教育総務課です。報告事項のオ、懲戒処分等の指針の一部改正につきまして、ご報告いたします。資料の1頁をお願いします。この度、懲戒処分等の指針につきまして一部改正を行ったところでございますけれども、改訂のポイントは2つございます。まず一番は、パワーハラスメントに関する規定の追加でございます。こちらにつきましては、一番上にあります法律または、厚生労働省の指針に基づきまして、事業主の講ずべき措置として、懲戒規定を定めることが求められたことから、パワーハラスメントに関する規定を新たに追加するものでございます。少し背景をお話しますと、2020年の6月に、ハラスメント防止対策の強化がすべての事業主に求められたことがございます。これを踏まえまして国家公務員につきましては、令和2年4月に人事院規則のほうで制定されました。地方公務員につきましても同様の措置を講ずるよう求められておりまして、既に知事部局においては、令和3年の5月にこの懲戒処分等の指針の改正が行われているところでございます。この度教育委員会においても指針の改正を行おうというものであります。4の参考のところにも先程申しあげた厚生労働省の告示を抜粋しております。この中にも懲戒規定を定めることについて求めているという記述が4の(1)ロの①のところがございます。一番下の四角のところは、これを受けまして文部科学省のほうからの通知で、国家公務員のほうの規定もできましたので、アンダーラインのところでございますが、各任命権者である教育委員会においても、処分指針を新たに設けるようにという指導もあったところでございます。これらを踏まえまして、パワーハラスメントに関する規定を追加するというものでございます。

もう一つにつきましては、適用対象という現在の規定の中では、臨時的任用職員を除くという表現がございます。こちらをこの規定自体を削除しようとするものでございます。背景につきましては、平成15年度末に知事部局と足並みを揃えて作成されたものでございます。知事部局の規定に準じまして臨時的任用職員については除くとしておりましたが、臨時非常勤職員につきましては、令和2年度に地方公共団体におきます会計年度任用職員制度が新たに創設されまして、その際に地方公務員法上の一般職として懲戒処分が適用されることから、当該規定を削除することにいたしました。施行日は令和4年4月1日からでございます。

めくっていただきまして、2頁のほうに、この度の指針改正内容について書かせていただいています。基本事項の中に、右側が改正前でございます。アンダーラインが入っていますが、臨時的任用職員を除くという表現がされましたので、これを左側の改正後では削除しております。また、先程最初に申しあげたパワーハラスメントの規定は、第2の標準例の13番のところに出しておきます。まずパワーハラスメントの定義をさせていただきます。そのあとア、イ、ウということで、ある類型ごとに処分の内容の標準例を書かせていただいております。

アのところでございますが、こちらは、相手に著しい精神的、又は身体的な苦痛を与えた教職員に対しましては、停職、減給、戒告。また、イといたしまして、パワーハラスメントにつきまして、指導・注意を受けたにも関わらず、繰り返した教職員に対しましては、停職又は減給。ウといたしましては、パワーハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員は、免職、停職又は減給とする、というふうなことで、少々幅広い処分になってはいますが、こういうふうに表示して、この度新たに規定いたしました。なお、この規定につきましては人事院規則の内容と、また知事部局の指針の内容と同じ規定の仕方になっています。具体的な処分につきましては、具体的な事例に即して判断するというところで考えているところでございます。説明は以上でございます。

○足羽教育長

国の方針、県の方針に基づいて、きちんと処分規定に位置づけながら、こうした事案がないようにということで進めるということで、教育公務員ですので、逆にいうともっと重くてもいいのかもしれないぐらいがありますが、地方公務員としては同じ扱いとして定めた上で、先程課長が申しました個別の事例、状況に応じて処分状況を決めていくという説明だと思います。なにかご質問等ございますでしょうか。

○若原委員

今まで無かったことがちょっと意外でした。

○足羽教育長

今までが大括りの中で、対応が不適切な行為だとか、言動だとかいうところで、幅広く捉えて見てきていましたので、これは、セクハラ、パワハラ、また更にアカハラだとかいろいろハラスメント系が出てきたので、こういうふうに規定をきちんとということを出したものです。今までもその考えは文言になかなかだけで対応してきたというのを、きちんと新たに規定したというものです。では、次にいかせていただきます。

【報告事項カ】 海洋練習船「若鳥丸」代船建造の検討状況について

○足羽教育長

若鳥丸について、報告をお願いします。

○村上教育環境課長

教育環境課の村上でございます。よろしく申し上げます。報告事項カ、海洋練習船「若鳥丸」代船建造の検討状況について、ご報告をさせていただきます。昨年協議をさせていただきましたけれども、その後2月に開催されたPFI第一次審査の結果が出ましたので、それらにつきまして報告するものです。

まず、一番の基本方針については、変更はございません。専門高校といたしまして、内航船の船員などニーズの高い人材や、地元漁業を支える人材を育成、また、生徒の水産・海洋分野への就職や進学に繋げるということを重点におきまして、そういう観点で取組んでいくというものでございます。

また、二番の代船建造についてでございますが、これも規模につきましては変更がございません。最大搭載人員49名でございますけれども、これは基本方針の表の下にも書いておりますが、今までは海洋科の生徒が皆同じ航海に出ておりましたけれども、今後実習を効果的に行うために、生徒の目指す進路に応じたコース、海技士と海洋資源管理等の学習に分けて学習することから、最大搭載人員が減るものでございます。また、建造費見込みでございますけれども、これは今年度、昨年度他県で発注されております船の価格を見て算定をしております。

PFIの検討状況でございます。PFIは、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力・技術的能力を活用して行うことによりまして事業コストの削減、施設の延命化、公共サービスの維持の向上を図ろうとするものでございます。本県では、公共施設、設備の整備事業につきまして、10億円以上のものは、PFIの活用を検討することとなっております。

本年2月1日に、県有施設・資産有効活用戦略会議を開きまして、代船建造審査がございました。検討内容といたしましては、定量評価と定性評価の2点から、検討されておりました。定量評価というのは、従来の方式と比べた削減割合でございます。これは内閣府

が示しております数式に基づいて計算をするものでございます。この際の対象としている業務は、設計検討及び重点点検業務で、教育活動に係るものは除いております。この結果は10%程度削減が期待できるというふうに出ております。また、定性評価のほうでは、海洋練習船の設計業務というのはほぼ1社が請け負っていることから、適性に競争が行われるかというのは不透明ということが言われております。

評価結果として、設計を分離した上で、PFIの導入の有効性を検証するため、導入可能性の調査、これは事業者の参加意欲でありますとか、参加条件というものを調査されるものでございますが、それを実施すべきと考えるというふうになっております。

今後の予定でございますが、調達方法につきましては、この導入可能性調査の結果によって決まって参ります。この調査が総務部のほうで委託をされまして、9月30日が委託期間となっておりますので、来年度の前半には何らかの結果が出ると考えております。直営、PFIの手法に関わらず、7年度末の竣工を予定しております。合わせまして昨年度中に交付金を要請しております。令和4年度中に練習船を保有する都道府県及び国で構成する代船建造調整会議で建造時期を正式に表明することにしております。なお、設計については、導入可能性調査と並行して、令和4年度中に補正予算を上程する予定でございます。

学校の動きといたしましては、新たな船は国内航海となりますので、令和6年度から現船を国内航海船に登録変更いたしまして、国内航海の実習内容やカリキュラムの準備を進めて、8年度からの本格運用に入る予定でございます。以上です。

○足羽教育長

状況報告ということで、報告としては以前と変わっておりませんが、今後の方向性、方針ということでご説明をいたしました。なにかご質問などございましたら。

○若原委員

この建造事業というのは国からの補助金というのはないのですか。

○村上教育環境課長

交付金といたしまして、約3億円を予定しています。400トンという規模でしたら、3億円と少しいただける予定です。

○佐伯委員

今のものを使っていて、新しいのが出来た時に入れ替えるという考えですか。

○村上教育環境課長

そうですね。7年度末までは、最終的な航海はいつも1月、2月にはドックに入ってい

ます。ですから実質的には11月、12月には運行はもう終わっていますので、それまで使いまして、8年度から本格運用に入ります。

○佐伯委員

わかりました。それでこの船は今でも、住民の方が乗るチャンスがあるとか、いろんなことを見学に行った時に聞いたことがあったのですが、そのようなこともずっと続くのですか。

○村上教育環境課長

これは今後どの程度ということの検討が必要かと思いますが、今の船は県民の船ということもいっております。ただ今般のコース分けにおきまして、実習で使う期間というのが増加する可能性があります。ですので、どの程度ということは、今の段階ではちょっと申し上げられないです。

○佐伯委員

わかりました。この使っていた船は、次にまた使われるというか、外国なんかでよく使われると聞いたことがあります、そのようにまた次に回っていくのですか。

○村上教育環境課長

はい、売却のほうもいたします。

○森委員

カリキュラムも7年までに大きく変えていくのですか。

○村上教育環境課長

そうですね。コースとかが今は国際航海で、数十日オーストラリアに行っておりますが、それを最低の30日のコースが実習履歴としては必要になりますので、それはどういう形でやっていくのか、また国内航海でどこに寄港させるかとか、寄港地でどういうことを勉強させるのかといったことが、今後計画されます。

○森委員

水産の世界は相当変わるというふうに、私たちも聞いています。養殖等かなり頑張らないと、日本の食料の確保は非常に難しくなるということが、数年後にも差し迫っていると聞いていますし、本当にカリキュラムに関しては、このタイミングは非常にいいタイミングで変わるかもしれないと思って、今聞いておりましたので、逆にチャンスと捉えていけるのではないかなと。

○村上教育環境課長

海洋資源管理という部分が残ることが出てきます。

丸若原委員

国内航海と国際航海というのは、船の大きさで決まるのですか。

○村上教育環境課長

大きさではないですが、どこを運行するかによってなんです。国際航海と定められている航海域を運行すると国際航海になりまして、場合によっては国際航海となると設備が違って参ります。

○足羽教育長

今の若鳥丸はその設備を搭載しているのですが、今回造船する船には国際用のものは必要がなくなり、その分金額に繋げることができる。金銭的な面だけを取ればそうなのですが、委員がおっしゃったような、どんな人材が必要で、そこに進むためにはということ念頭にこの1年ずっと学校でやり取りをして、カリキュラムの変更にも着手しています。ニーズが何にあって、どんなところが必要かという方向性が、今説明にあった、そこを元に、じゃあどんな船をとということで我々は考えたのですが、周囲は逆に「大きな船」という考えも一方ではあって、担当課である教育環境課、高等学校課が頑張ってくれまして、なんとか「いやいやそうじゃない。カリキュラム、人材育成のために必要な船」ということで、今漸く進み出したところなので、そこを念頭にしながら、しっかりとやっていきます。その上で国際航海はもうしないという、ここは一つの大きな決断。学校の魅力ではあるのかもしれませんが、人材育成には直接に今現在繋がっていません。国際航海士の養成なんていうことになってない。必要とされてもないということから、そこを整理したというのが今回大きな特徴です。まだ今後どういう可能性という調査がありますので、またその状況等報告させていただきながらということですが、なんとか造りたいと思っていますので、またご支援いただけたらと思います。では、これで報告事項力は終わります。

【報告事項キ】 「これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について（答申）」について

○足羽教育長

では、報告事項のキをお願いします。

○山本特別支援教育課長

特別支援教育課です。これからの時代における本県の特別支援教育の在り方(答申)について、別紙のとおり報告をいたします。去る2月18日に、教育審議会の会長のほうから、教育長のほうに答申を受けましたので、報告をさせていただくことになりました。

1枚めくっていただきまして、令和2年の9月から令和3年10月までの間に8回部会等を開きまして、いろいろとご審議をいただいたところでございます。1枚めくっていただきまして、3の学校等教育分科会の決議ということで、これは去年の11月19日に答申についていだろうということで受けまして、それで先程申しました日に答申が出たということでございます。

今後の予定でございますが、来年度になりましたら、いただきました答申の内容を踏まえまして、推進計画等を作成いたしまして、9月以降パブリックコメント等を取りまして、県民の方、また関係団体等の意見を踏まえまして、計画を具現化いたしまして、来年度以降できるものから、また、早急に取り組まなければいけないものから、予算要求等をしていきたいと考えております。

次のページでございますが、答申の概要を入れております。答申の内容を大きく二つに分けて、ⅠとⅡとローマ数字で書いてありますけれども、社会参加に向けた切れ目ない支援体制の構築と、特別支援教育の充実ということでして、幼稚園から高校・大学まで、その体制について検討していただきました。特に発達障がい等を中心といたしまして、切れ目ない支援をどのようにしていくかということもありましたし、また、これまで発達障がいというのが、早期発見、早期支援ということで、どちらかという小学校、中学校中心で行ってございましたけれども、やはり肉体的精神的にも大きく違う高校にも支援の強化が必要でないかということをお願いしたところでございます。

2番の社会や幼児・児童生徒の実態の変化に応じた、今後の特別支援学校における教育の在り方ということでございますが、重度重複化が進んでおります。また、医療的ケア児等の問題もありまして、それにどのように対応していくかということもありますし、また、生徒が少なくなっている学校もありますので、それに対してどのようにしていくかというような答申をいただいたところでございます。先程申しましたとおりで、いただきました答申に基づきまして、今後教育委員会内部で検討しまして、また、こちらのほうでも具体的な計画等についてご審議をいただければと思っております。説明は以上でございます。

○足羽教育長

2月18日に、私が答申を受けました。その内容、それからこれまでの経緯についてでございます。議会の最終日も、浜崎議員から答申についてということで、こつてりと質問いただいて、今説明のあったような内容をお答えしたところでございます。

○佐伯委員

一つは、通級指導のところの希望がすごく多くて、それで指導される方が限られている関係もあって、そここのところの改善を是非お願いしたいなということと、すごく気になったのは、心身症とか、適応障がいとか、鬱病とか、精神疾患のある児童生徒への対応というところでは、病弱の特別支援学級もあるのですが、うまく適応できないために不登校になってしまうとか、教室にはいられないというような感じの子どもさん、とても繊細な子どもさんが出てきておまして、そういうところの対応というところで、専門性の向上とかとリンクすると思っております。できれば特別支援学校のほうの専門性を各義務の学校のほうに活かしていただくようなアドバイスをしていただくのがいいのかなとも思いますし、一人一人の様子が全く違うので難しいのですが、そういう精神疾患のある児童生徒の対応というところをこれからもっと大切になってくるのだろうと感じていますので、そういう専門性を特別支援学校の先生のほうがたくさん身に付けていただいて、それを各必要とする学校のほうに出かけていって、「このようにしたらいいですよ」というようなことをしていただくと、とてもいいかなと思っています。

○山本特別支援教育課長

ありがとうございます。そういう話も実は出ておまして、答申の概要の2の5のところ、特別支援学校のセンター的機能の一層の充実と改正整理ということで、センター的機能ということで小中学校にももう少し入るべきではないかというような声をいただいております。それも反映させていきたいと思っています。

○佐伯委員

それと、知的な発達の部分とか、肢体不自由とか、専門性がどんどん積み上げられてきておきますので、そういうところの助言はすごくやりやすい部分があると思うのですが、精神疾患の部分の、二次障がいとして起こった心身症とか、適応障がいの子どもの数とかの数が多くなっているために、そういう方への指導助言という部分は、まだまだこれからだなというのは実感として持っています。

○山本特別支援教育課長

二次障がいになってしまうと、非常に対応が難しいということを聞いていますので、この辺りはまた考えていきたいと思っております。

○鱸委員

まず一つは、医療的ケア児の支援センターという、これは法律で使われた言葉なのですが、鳥取県はこのセンターはどこにありますか。

○山本特別支援教育課長

これは知事部局の福祉保健部が中心となって行っておりまして、来年6月から7月にかけて、博愛病院の在宅支援センターのほうに拠点をまず設置するということになっております。東部につきましては看護協会さんのほうで、中部につきましては中部療育園のほうで相談窓口をつくるということで、今進められているということです。

○鱸委員

わかりました。具体的に博愛病院が外部センターの中心となってくるということは、かなり教育委員会としても重症児が現場で教育を受ける環境が必要になるということが予想されます。そこのところは少し覚悟というか、十分理解しておく必要がある。だから、知事部局が走り出して、教育委員会のほうがなかなかそれについていけないというジレンマが必ず発生してくると思います。そこはやっぱり注意して先取りしていく必要があります。説明を聞いてよくわかりました。私は、医療的ケア児支援センターというのは頻繁に出てくるけれども、鳥取ではどうかと思ったのですが、やはり博愛のほうが中心になっているということがよくわかりました。

療育のところで仕事をしていた時に、一番親が望むことというのは、やはり「どうやって学校に連れていこうか」という、送り迎えという時間が、かなり仕事に影響しているということです。これに関して、では安全にいけるかどうか、同じようにバスで皆を集めて行く、その中に癲癇を起こす子もいるし、痰がからむ子もいるし、いろんな子がいる。ただ言えることは、これだけの支援センターが動いてくるということは、やはり学校という環境の中でインクルーシブに障がいを持ったかなり重度の子が将来的に集まる方向になっていくのだなということです。倉吉の今度の一件もそうだと思うのですが、そういう傾向になってくるということは今後考えていく必要があるというふうに思います。

もう一つですけども、高校の通級という、今実際に通級の中でやられている高校はちょっとよくわからないのですが、ただ、総合療育センターの精神の専門のドクターなんかに聞くと、「いや、出来ているけどクールダウンの場所じゃないのですか」というように、専門家がそういう意識のままになっていることです。通級でいいのですが、クールダウンだけがということになれば、本人の支援を持った自立には繋がらないと、私は思うんですね。その辺の高校の通級っていうのを、今後この答申の中にはどのような話がありましたでしょうか。

○山本特別支援教育課長

これからも通級については各学校のほうに必要なところには、設けていかないといけないという話はあったのですが、もう一つ出ましたのが、大学等での研修を行った教員がLD等専門員ということになっております。それが今小中学校のほうを中心として、14名配置されているのですけれども、小中学校の出身の方がLD等専門員になっておりま

して、高校の状態をよく知っている方でないので、やはり高校に特化したLD等専門員の配置をして、そこでいろいろな支援とかを学校とかにやっていくべきではないか、それが効果的でないかというようなご意見をいただいております。それからもう一つありましたのが、先程ありましたLD等が小中学校ですから、もし、高校にLD等ができましたら、そこでの連携を密にしながら中学校でやってきた内容とかを高校に伝えていくとかいうこともできるのではないかというような提案をいただきまして、それについてはLD等専門員を検討すべきだということで、答申を入れているところでございます。

○鱸委員

わかりました。もう一つ、特別支援学校とのアウトリーチ的な繋がりという点はありませんけれども、今の問題で、通級というところには私は、特別支援学校からの連携というのはピンとこないのですが、それは十分いけるということですか。

○山本特別支援教育課長

今言っているのですけれども、やはり高校の状況というのが、特別支援学校の先生はわかりづらい点がありまして、その辺りが実は課題だったと思っております、ちょうど答申をつくる委員のほうからも出ましたので、ちょっと検討していきたいと思っております。

○鱸委員

わかりました。現場に即して、高校にはどういうニーズがあるかというところに合わせていって、体制づくりよりもニーズの中で、どういうふうにもその問題を解決していくかという方向を先取りして計画するのが非常に大事だと思います。よろしく申し上げます。

○山本特別支援教育課長

わかりました。

○佐伯委員

高校の通級の話ですが、2年ぐらい前になるのですが、県の教育研究大会の時の分科会の中で、LDの先生が高校のことがわかりにくいと言われて、でも中学校と高校とを繋げてやっていかなければいけないということを実践発表されておりました。その時からあんまり変わってないということですかね。

○足羽教育長

高校のことについてなので、酒井課長のほうから。

○酒井高等学校課長

高校の通級ですけども、今鱸委員のほうからクールダウンの話が出ましたが、私自身がちょっとそういう認識はありませんでした。きちんと通級指導を担当する教員が、大学で通級指導を学んで、特に自立活動の部分ですけど、専門的な知識を持ったものが、担当しています。それで、高校の場合は、小中よりかなり丁寧といいますか、始まったばかりです。1対1で、完全に週に2時間行っています。更にはそこをサポートする教員も付きまして、その教員がずっと記録を取って、その生徒がどういう学びを通級自立活動でしたかということ記録して、それを学校全体にも広げた他の授業での支援の仕方、そこも統一してやっていますので、通級の生徒さんが落ち着いて学校生活が送れていますので、なにかパニックが起きたりということもないような状況でして、中には本当に全く高校に入った時には話もできなかつた、人間関係も全くできなかつた生徒が1年間指導を受ける中で、たまたまアルバイトをやってみようという気になって、そのアルバイト先の環境がとてもよかったために、自分から進んでボランティアみたいなのに参加するようになったという例も出てきています。ただ、今は希望する生徒が各学校、10人前後です。出来ていますが、これが増えていくと指導する教員が足りないということは、今通級指導している担当からは聞いています。あと、指導してくださっている先生がかなり年齢が高くなっていますので、今その次を育てないといけなくて、特に島根大学さん、鳥取大学さんをお願いして、研修・派遣しているところでございます。また、ちょっとスタッフの空欄的なことになってないかというお声をありましたので、そこをもう一度確認して何かの機会に報告させていただきます。

○足羽教育長

常任委員会では、今酒井が説明したように、私も答弁をしました。通級は役立っている一方で、国からの支援はなく、やれやれということだけで人も最低限しか付けない。特別支援学級をつくるわけでもないし、制度的な問題が追いついてないという大きな課題がありますので、その辺は今後益々必要になるので、国要望でやっていくべき大きな課題があるなというふうに思います。

○鱸委員

今言われたことで、例えば小学校の時の特別支援学級に情緒学級で入ったお父さんお母さんは、「この子はどういう子になってもらいたい」と思う時に、望みはやっぱり自立するという子に育ててほしいわけですよ。だから教科書も気にするわけですよ。「知的には入れたくない、情緒の学級で普通の教科書を使ってほしい。」そういうようなことがずっと上がって行って、高校進学について聞かれた時に、やっぱりある程度同じようなレベルの支援がないと、社会に繋がらないという心配もあるので、今言ったようなところで高校の通級はしっかりしてほしいなという気はします。

それと高校の通級は、一つの高校に集まるんですか、そういう支援が必要な子は。

○酒井高等学校課長

今は、通級を行っているのは東部ですと智頭農林高校で、自校通級です。

○鱸委員

そこが、どこの学校にもおられると言ったでしょう。だから、おるはずなんですよ。その子たちに少なくとも高校時代に、ソーシャルスキルのなところをというような教育というのを入れ込んであげたいなという気がするので、その辺でちょっと通級の方向性というのいろいろあるなという気はします。

○若原委員

切れ目のない支援体制ということなんですけど、以前にここで見せていただいた資料のところで、特別支援学級、小学校には多いんですが、中学校になると特別支援学級が非常に少なかったように記憶しているんですけど、小学校から中学校に入った時に、特別支援学級のない中学校に進学した場合は、その子はどうなるのかなと思うんですが、それからまたその後高校の問題もありますけれども。

○中田教育次長

小から中の場合は、もし知的な特別支援学級が小学校にあって、中学校に無いとなったら、新設ということで、就学支援の中で、「この子が中学校に行く時には、特別支援学級は新設だね」というふうな形になったりします。高校には今特別支援学級という制度はないので、高校に行ったら学校が、独自にその子どもに合わせた指導をされたりだとか、工夫しながら、通級があれば通級も活用されているところもあるかもしれませんし、工夫しながら行っているような状況です。

○足羽教育長

そこに、高校の場合、先程言いました一切体制がないので、教育相談の一貫の中で、各学校はやるしかない。通級もそういう特定の学校にしか設置できない状況なので、広げていくには、通学ができるような体制にしなければならないが、では誰がそれを担うかという問題も上がってきます。

○若原委員

そういった学生は大学にも将来かなり入ってくるんでしょうね。高校時代にどういうふうに指導を受けてたのかなというふうに思ったことあるんですけど、今お聞きして初めてわかった気がします。

○足羽教育長

そういう意味でも、ちゃんと繋いでいくという意味でも、本人保護者の了解の元で、小から中はほとんど繋がっていきますけれども、中学校から高校で大きく切れます。高校から大学になると更に切れるというケースになるのかなと思いますので、その繋ぎの部分というのが非常に大きな課題であろうなと思っております。では、よろしいでしょうか。

では、ここでちょっと一旦休憩を取る方がいいですか。じゃあここで一旦昼休憩に入らせていただいて、報告事項のクからは、午後1時から再開ということにします。

【50分休憩】

【報告事項ク】 令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜における特色入学者選抜実施校等について

○足羽教育長

では、再開いたします。報告事項のクからお願いします。

○酒井高等学校課長

失礼します。高等学校課の酒井です。よろしく申し上げます。報告事項ク、令和5年度高校入試の特色入学者選抜実施校等について報告します。この特色入試ですが、令和2年の3月に、推薦入試を開始します、そして新しい入試を実施しますという報告をさせていただきました。それから丸2年。本日、その間に、昨年11月には、この特色入試の目的等を記したチラシを公表しますということで、教育委員会でもお話させていただいたところです。中学生が主体的に出願校を選んで受験できる、こういう入試です。

1頁をご覧ください。実施校は21校。実施しないのは、鳥取東、米子東、米子白鳳の3校でございます。倉吉東は定時制では実施しませんけど、全日制は実施しますので、実施校のほうに数えています。実施内容としては、個人面接とか、作文とかが多いですけど、特徴的なのはプレゼンテーションを8校で、生徒が自らプレゼンをするという中学校での学びをプレゼンで説明するというのを取り入れる学校が、ご覧のとおり8校です。そして、米子工業では、実技検査としてペーパークラフトを実施する。なにかを作らせるのでしよう。

そして、スケジュールですけど、実は、実施校はこうなりましたという通知は、昨日各高校、各中学校に通知させていただきました。来年度の2月の入試を待つまでということになっています。

3頁をご覧ください。3頁以下実施校につきまして、コースの特色、目指す教育、そし

て求める生徒像、募集人員、出願要件と実施検査の概要について、このような形で記述しています。なお、選抜方法につきましては、5月の選抜方針を発表する際に、合わせて決定したいと思います。以上でございます。

○足羽教育長

いろいろご議論いただいてきた新しい特色入学者選抜でございます。なにかご質問等ございませんでしょうか。

○鱸委員

鳥取東高校と米子東高校は、なんで普通学科ではないんですか。

○酒井高等学校課長

この2つの学校は、最近、県内でも倍率が1番、2番の学校でして、今のところ、基本的に特色選抜で取る生徒は一般入試だけでも取れるというふうを考えておられます。ただ、いろんな角度から中学生が主体的に選んで、学校は出願要件を出すわけですから、それに向かって頑張るという意味でも、この入試に参加されませんかという声かけは続けております。今後も続けます。ただ、1年目で、今までも、推薦入試をしていなかった2校ですので。

○足羽教育長

よろしいですか。

○森委員

父兄の皆さんには今後どの程度の資料がいくのですか。

○酒井高等学校課長

前回11月に出させていただいた「高校入試が新しくなります」というチラシにつきましては、今でもホームページに掲載しております。「こういうふうになります」というこれも、併せてホームページで掲載させていただいて、保護者の方も見ていただけるようにはしていきたいということで、今度5月に令和5年度入試の選抜方針が決まりますので、その時にも改めて示していきたいと考えておりますし、実際初めてのことで、問い合わせ等もこれから多いと思います。実施する学校は、これがチャンスですので、こういう意図で、こういう生徒がほしいというのをどんどんいろんなところで発信させていただいて、入試に限らず、この学科はこういう学びをしているということも含めて、PRできるチャンスだなと思っております。

○鱸委員

中学校の進路指導をする先生の感覚というのは、この二つの入試の形態をどういうふう
に子どもに具体的に説明するのでしょうか。逆にはっきり言えば、「受けてみないか」と
か、「これやってみないか」というような、今回こういう入試の仕方があるけど、推薦と
は違うので、こういうやり方があるのでやってみようかというような、進路指導の教員の
説明があると予想しますか。

○酒井高等学校課長

基本は、2回受けてほしいと思っています。2回というのは、要するにこの入試には最
初からチャレンジをしていただけたらと思っています。

○鱸委員

この特色入試にして、その後やめだったら受けないと。そういう立ち位置の考え方でい
くよというような説明も今後はされていきますか。

○中田教育次長

中学校としては、大きく変わったことですし、その中に今酒井課長が申したような中身
を含めた話をするんじゃないかなというふうに思います。あとは多分、3年生の保護者会
でもあったりするでしょうから、その中でもしっかり説明する予定です。

○酒井高等学校課長

今の推薦入試は学校推薦ですので、生徒が自分の特色で「この学校にいきたい」と言っ
ても、中学校長が推薦してくれなかったら、受ける権利すら無かったわけでして、今回は、
元から要件を決めてますので、これは3年生になってから頑張ればクリアできる要件にな
っています。3年生になってから頑張って、平均評定とかもありますけれど、この学校に
いきたいのならこの評定をと一つの目標にさせていただいて、クリアしたら受けていただ
くということで、お願いできたらと思っています。

○足羽教育長

基本的には、生徒の自主性をより高めるための仕掛けづくりの入試になります。これま
での推薦との大きな違いは、学校ごとにクリアする要件が違う。そして入試形態がご覧の
とおり違いますので、そういう意味では中学校が一人一人に、これまでどおりの面接指導
だけで、一律的な指導で済むわけではないので、本当に目指すのなら、「あなたはプレゼ
ンテーションに頑張れ。あなたは小論文に頑張れ。」というような、逆にいうとそうした
意識のある中学生が是非とも、こういうことをやりたい、そういう意識がありさえして要
件がクリアできていけば向かえる。そこを期待するというのがこの制度のねらいです。

進路指導がどんな状況なのかも、うちのほうもスタートしてから、ちょっと様子をしっかり学校現場のことを聞きながらしないと目指すところが絵に書いた餅で、学生の自主性の育成に繋がらないというんだったら、また改善すべき点も出てこようかと思いますが、中学校側からの要望が非常に強く、「今の推薦はやめてほしい、そして新たに、可能性やチャンスをしっかりつくってほしい」ということについて入試検討会議で何年も議論してきて、ようやくたどりついたこの新しい入試ですので、失敗在りきではないんですが、なんとか前向きないい制度になるように、今後工夫はしていきたいなというふうに思っております。

○佐伯委員

中3の先生方の学年団として、特色入試に関する子どもたちを応援する体制とか、一人一人の求めるものに個別で対応できるようなことがきちっと出来ていると、すごくその生徒さんにとってはとても幸せなことだし、もしうまくいかなかったとしても、頑張れたというものが残るんじゃないかなというふうに思います。ただ、生徒数が多いとか、学校課題が多いところで、こここのところにうまく職員団の力が機能しないことがあると、中途半端というか、生徒の思いはすごくあったんだけど、うまくサポートできずに、結果がよくなかったということもあり得るので、その辺りのところを、これは初めてスタートしていくわけなので、多分中学校の先生方が頑張ってくださいだろうと期待しているんですけども、できるだけ生徒さんの思いが、どういう結果であれ、自分として頑張れたとか、目標とするものが出来て、それに向かってやっていって、もし叶わなかったとしても、次の先程課長さんがおっしゃったような入試の本番で頑張ろうかなと思えるような、そんな進路指導ができるといいなと思います。

○森委員

このメリットというか、特色化のメリットで伝わるのか、1年目だからちょっとまだ様子がわからないという不安が先行してしまうのか、心理的なものって、どっちにでもいくなという感じも私の中ではあるんです。できればポジティブになるメッセージが、どれだけ先生方が言葉にできるかとか、寄り添えるかというと、あと、親御さんたちが中学生にはどうしても付いているので、その親御さんたちにもそのポジティブさが伝わるかどうか、中には当然いろんな方がいらっしゃいますけれども、不安な表現とかは本当に気をつけなくてはいけないかなと。1年目だからという言葉になるべくなら、使わずにさせていただきたい。不安に聞こえてしまうので。その辺の言葉選びも少し慎重に配慮してほしい。

○足羽教育長

こっち側からはマイナス的なネガティブな発言は一切せず、「いやいや、これは生徒たちのこういう部分を大事にする入試なんです」という意味での発信のほうをやってみて、

あと反省すべきは反省する。

○森委員

些細なことですけど、初めてだからわからない。私たちも初めてだからよくわからないというニュアンスがどこかに入ったら、これが一番危ないなという感触があります。私たちも初めてやる時にはその不安がなるべく伝えてしまったら、こっちが逃げていることになります。その辺りが考え方の意思統一というのはとっても必要なことかなと思います。

○鱸委員

それとまず、発表は別々ですか。

○酒井高等学校課長

別々です。2月の中旬に発表があります。

○鱸委員

3月に実際の一般入試の。それでマスコミには出ますかね、何倍とか。

○酒井高等学校課長

出ますね。

○鱸委員

出ますよね。そこの受け取り方というのは、これも初めてですよ。

○酒井高等学校課長

いや、推薦入試も出ています。

○鱸委員

ただ、やる気がある子が受け出すと、従来の高校入試を受ける子の倍率の影響はそれほどないですか。

○酒井高等学校課長

いや、今までは抑えていたんですけど、学校推薦ですので。定員に対して、4割までとか、2割までとか。今回全く関係なしに半数までいいです、もうここで取ってしまいいいとしていますので、専門高校中心に50%というところがかなりあり、ここで50%が埋まってしまうと、影響が出るかと思います。

○鱸委員

受け取り方がちょっと違うんですね。換算なんですね。

○森委員

1回落ちたら、そこから方向性をもう1回リセットして考えるということですね。

○酒井高等学校課長

そうです。

○森委員

志望校をもう1回平たくするというか。

○酒井高等学校課長

どうしてもと、同じ高校を受ける生徒もいるでしょうけど。

○佐伯委員

これ見たら、作文とか面接とかプレゼンとか、表現する力がとても求められていて、付け焼き刃ではやっぱりだめなのかな。だから、小学校の段階からずっとこれを続けていて、自分の思いを的確にわかりやすく伝えるとか、伝える順番としてはこんな方法が効果的とか、今まででもずっといろんな教科でやってきているんですけども、一層それが問われていくんだなど。

○足羽教育長

では、ポジティブな発信と、1年目から良かったという発信になるような工夫をして、進めて参るということで、ご理解いただければと思います。

【報告事項ケ】 鳥取県教育委員会「県立高等学校重点校」制度の重点校指定について

○足羽教育長

では、続きまして報告事項ケにいきます。お願いします。

○酒井高等学校課長

失礼します。報告事項ケです。次は高校の重点校制度の重点校指定について、報告させていただきます。

1頁をご覧ください。この重点校制度ですが、各高校の特色化・魅力化をより一層推進するということを目的に行っている制度です。重点校になりますと、予算を手厚く配分す

るとか、その重点項目に従って、それに沿った支援をします。そして、重点項目は、別表のとおりとし、一校当たり一つから三つぐらい重点項目を指定します。定時制の米子白鳳と鳥取緑風が一つだけです。他の全日制の高校は二つから三つという辺りになっています。重点校に求める計画書を出していただいて、その後成果報告書も出していただきます。

3頁をご覧ください。この3頁が一番わかりやすいと思います。重点項目を左に挙げております。上から二つ目の理数教育重点校、一つ飛んで探究学習重点校、社会人等資質育成重点校、この三つが新しい重点校です。今回新たに認定します重点校になります。

理数教育重点校が鳥取東、鳥取西、米子東、探究学習重点校が八頭、倉吉東、倉吉西、米子西、米子、社会人等資質育成重点校が鳥取商業、岩美、米子工業、日野となっています。

廃止しましたのは、大学進学重点校、アクティブラーニング重点校、基礎学力向上、これも名前がちょっとふさわしくないということで、委員の皆様方からご指摘をいただきました。それとキャリア教育重点校、この四つの重点校は廃止とさせていただきました。

各学校と1年通してやり取りしながら、このように決めさせていただきましたので報告させていただきます。以上でございます。

○足羽教育長

いかがでしょうか。

○若原委員

倉吉東高校は、バカロレアのほうを申請されましたけど、英語教育重点校にはなっていないですね。

○酒井高等学校課長

今まで英語教育重点校をやってきましたので、もう今回は、バカロレア自体が探究型の学びですので、それプラス、グローバルということで、その二つに絞って重点校にしたいということです。それぞれ重点校が、その年の校長先生の意向もかなり強く働いていて、例えば鳥取西高校ですけど、理数教育がSSHで、もう一つがグローバル人材で、これもSSHです。それと一番下のスポーツ活動の重点校に鳥取西高校が手を挙げておりまして、今の國岡校長先生が、「スポーツや文化でもっと元気を出したい。鳥取西高校はそのところが目立ってなくて、こういう重点校になったら、生徒は一生懸命やっているのもうちょっとここに光を当てたい」ということで、これを選びました。あと、探究もしたいということで、たくさん重点校にしたいと言われましたけれども、あまり沢山になりますので3つまでとしています。

地域未来留学で、県外募集を盛んにされるような学校は、この県外生徒募集の重点校に青谷、倉吉農業、日野、そしてこの度八頭も民間寮を活用して県外からということで頑張っています。そして、鳥取中央育英も寮があります。県外からということで、こういうと

ころが住む場所も確保しながら、県外募集に力を入れているということで手を挙げています。

○足羽教育長

これが教員側だけの指定にならないことが大切だと感じています。在校している生徒たちがいる学校が、どのところに力点を置いた学校なのかということを感じてきたら、そういう分野に益々頑張るということに繋がっていく。それがひいては、先程の話ではないですが、中学生への今度は次の生徒募集に繋がる。そこを進めなければいけない少し課題かなと思っておりましたので、単なる予算配分のための重点校ではなくて、鳥取東高だったら、こういうことをうちは頑張る学校なんだからということ、生徒に伝え、生徒がそこに頑張っていくというそんな仕掛けになると、益々その意味が生まれてくるだろうなというふうに思っています。

こういう仕掛けを年度ごとに見直す中で、中身の磨き上げをしていくことが、一つ課題だろうなと思っていますので、その辺りを留意しながら進めていけたらというふうに思っています。

○酒井高等学校課長

今教育長さんが言われましたが、平成29年度に作った制度、段々定着はしてきました。それで、今度令和5年度に目掛けてスクールミッション、そしてスクールポリシー、これを作って参りますので、この重点校が基盤となって、そちらのほうに発展していくという流れで考えております。

○足羽教育長

では、報告事項ケは、以上でよろしいでしょうか。(同意の声。)

【報告事項コ】 とっとり学校図書館活用教育推進ビジョンの改訂について

○足羽教育長

では、報告事項ケ、図書館をお願いします。

○小林図書館長

図書館の小林でございます。よろしくお願ひいたします。資料は、報告事項コでございます。とっとり図書館活用教育推進ビジョンの改訂について、ご報告いたします。

資料の1頁をご覧ください。1月の委員協議会でご審議いただいた「とっとり図書館活用教育推進ビジョン」ですが、その後1月24日から2月13日まで、パブリックコメントを実施しました。4名の方から、計29の意見をいただきましたが、資料1頁の表のと

おり、反映したものの、それから盛り込み済みのもの、その他という具合に整理して、その結果を修正して完成させたというものでございます。表を見ていただきますとわかりますが、わりと否定的な意見はなく、もっとこういう具合にわかりやすく加筆したほうがいいんじゃないかとか、あるいはその他のところにあります、応援といいますか、こういう改正が重要であるとか、あるいは図書館の必要性を答える根拠になるので考慮していただけるとうかがいたいとか、そういうような意見も頂戴をしているところでございます。

コメントを反映したものとしては、「論理的な思考力や読解力を養うことができる」ということをわかりやすく追記したほうがいいんじゃないかなどで、表現を入れさせていただいたり、あるいは「地域と繋がる」といっても、なかなかイメージしにくいので、具体的な公民館・博物館・美術館等の名前を入れて、そういうところと連携をしようというんだということでも解説しました。また、図書館の職員側からも情報発信していくような表現があったほうがいいんじゃないかということでも追記したりしています。

では、裏の2頁のほうをご覧ください。改めて改訂の要点ということでご説明申しあげますけれども、そもそもこの改訂は、どういうことを目的として改訂したかということですが、今年度学校教育の根幹に据えるということで、ふるさとキャリア教育という視点が示されました。ふるさとキャリア教育を支えていく図書館を支えていくということで、その部分について追記をしておりますし、一人1台端末のGIGAスクール構想がスタートしております。教育の環境・内容が変わっていくに伴って図書館そのものも変わっていかねばなりません。備えていく資料も変わっていかねばなりませんし、それを案内する司書のスキルも変わっていかねばなりません。あるいは、そういうものを通して、いったいどういう教育を目指していくのかということがありますので、何を目指していくのかという発達段階ごとの目標というようなものも、この改訂の中で示させていただきました。また、新学習指導要領が改正されましたので、それに伴って表記等を変えたということでもございます。

今後の予定ですけれども、3月22日の常任委員会のほうに報告させていただく予定にしておりますし、この周知の方法なんですけれども、なかなかこの分厚い資料を配って、読んでくださいと言っても、なかなか読んでいただけませんので、前回と同じような手法を取りましたけれども、このA3二つ折の概要版というようなものを全職員分印刷するような予算を令和4年度の予算要求の中に入れております。年度が変わりましたら、これを作成して、全校の全教職員に配って周知を図ることにしたいと思っております。以上でございます。

○足羽教育長

いかがでしょうか。午前中にあったアクションプランと同様に、今求められるもの、追記するものを盛り込んだビジョンの改訂という、簡単にいうとそういう視点で整理をし直して、この辺りをまた改めて再度発信をしていくというふうになろうかと思っております。なに

かございましたら。

○佐伯委員

朝の読書の状況というのは、高校が落ちたなと思っていますが、なにかあったのですか。

○足羽教育長

働き方改革の影響をちょっと受けたので、無くした部分というのはあると聞いていますが。

○小林図書館長

資料のほうにお付けしていますが、全校一斉読書という表現なんですけども、これは朝読書に限らず、どこかの学級活動の時間の中で、クラス全体で読むとかいう活動しているものも、一斉読書という具合に数えておまして、そういう回答を集めたものがこの回答です。ですから、朝読書ではないかもしれないです。

○佐伯委員

高校が落ちたのは何か予想できますか。

○小林図書館長

学力重視といえますか、いろいろな活動の部分に回っているのかなと思っているんですけど。

○中田教育次長

何か学習の時間を生み出すためにはということもあるかもしれません。

○小林図書館長

訪問相談という形を、うちの学校図書館支援員が、各学校を回って、いろいろ状況を聞いたりするタイミングがありますので、またその辺りを聞いてみたいと思います。

○佐伯委員

本当は、自分が好きな時間に読めばいいんですけども、スマホとかのほうの手軽でいいという感じになってきている時代ですから、やっぱり学校教育の中で活字に触れる機会があるというのはいいのかなと思ったりします。それはまた高校の先生方もわかっていらっしゃると思うので、また考えていただいたら嬉しいなと思いますね。

○小林図書館長

朝読書がないと、本当に本を手にする機会がない。それが実態じゃないかなと思いますので。

○森委員

聞くほうで、本を読んでいるという考え方もありますか。

○小林図書館長

いや。電子書籍を使う場合でも画面をめくって見るという感じで、読み上げを聞いているというのはあまりないと思うんですけども。

○森委員

私なんか、もう目が見えなくなって、みんな1.5倍にして、アプリで聞くんですよ。もう読めないんですよ。そういうふうにしていらっしゃる方もいるかなと。

○小林図書館長

公立中学校で電子書籍を唯一、日野中学校は入れました。今回コロナのことがあって、時間がある時に、電子でもいいから本に親しむということで入れたんです。実際に本を読む子は読むんですけど、そうでない子は読まないということでした。それから最近電子は普及していると言われてはいますが、実際のほとんど多数は、漫画を電子書籍として読んでいるというのが実態だと報告されていますので、まだ、耳で聞くという、そもそも環境があまりないのかもしれないなど。これから電子も段々広がってくると思います。そういう使い方をする子どもも出てくるのかも。

○鱸委員

県立図書館にいくと、いろんなアイデアを出して、心引かれるような装置を週単位で行ったりしているようなことを聞くんですけど、総合学習の中で「図書館というのはすごいところなんだな」とか、「こんなことも図書館では出来るな。お金がなくても、これってまとめられるよね」とか、そういう価値感みたいなものを生み出すような動きを、司書を通じて子どもの内容的なものの指導するというのは同時に活字とのお付き合いになるかもしれない。

○小林図書館長

そこがまさに、学校司書の腕の見せどころかもしれません。実際には、本当に努力して、そういう工夫をして展示会をしたりという学校司書も沢山いらっしゃいまして、そこで育てられた子どもたちは将来我々の利用者になっていくという、その繋がりは間違いないだろうなと思っています。ただ、今はいろんな情報が手に入る環境になっているので、図書

館が変わっていかないといけないのはそれ以上に、いろんなものを準備することです。地域の情報についてパンフレットを集めたり、新聞の切り抜きを集めたり、丁寧に情報を準備しておくというようなことが必要になるかと思うんです。子どもたちが容易に情報を手に入れられるだけに、図書館はその一歩先の準備をするというようなことが重要なんだと思っています。そういう意味では、今回のビジョンの中にも、電子というものについても図書館は掲げていかないといけないというようなことを書き込んでおります。これから、データベースとか、電子書籍とか、そういうようなものを県立図書館がまず考えていかないといけないんですけども、学校図書館現場でも考えられていかないといけない。

○鱸委員

レポートなんかまとめていく時に、調べてそれが画像化されたものが、自分のパフォーマンスにすごく便利であるとか、基本は大切なところですね。

○若原委員

図書館というと、従来は閲覧室で静かに本を読む場所というイメージが、どうしてもあるんですけど、十年ちょっとぐらい前から、アクティブラーニングということが言われ出して、アクティブラーニングの拠点の一つは図書館なんだ。図書館は従来のイメージとは違う場所にしていけないといけない。例えば、グループ学習、がやがや、時には飲食もしながら、図書館でもっと自主的な学習ができる場所にしようということで、大学レベルですと、今ほとんど図書館の中に、あるいは図書館の一角にラーニングコモンズというコーナーが作られています。そういうイメージが、この中にどうも入っていないような気がするんです。

○小林図書館長

先日、鳥取環境大学に行かせてもらいました。環境大の図書館の中にも、ラーニングコモンズを見せていただきました。千葉大の図書館は、四つのゾーニングがされていて、完全に何してもいい部分、ある程度声出してもいい部分、少し静かな部分、鉛筆一つ落とすてはいけない部分の四つぐらいに完全にゾーニングされていて、自分がどの環境に入ったらいいか、今回は、グループ学習で友達と一緒に勉強するんだからここだ、今回は論文に集中するからここだ、というように選択ができるような図書館でした。これは相当なスペースが必要で、なかなか小中学校の教室一つ分の学校図書館の中で、ゾーニングをするのはなかなか難しいかなと思っていますし、県立図書館でも、設立から30年経ちました。ラーニングコモンズとかいう概念の全く無い時代の設計ですので、なかなか今の段階からゾーニングというのはすごく難しいかなと思っているんですけども、若干改造していったって、グループ学習というような形で使えるような環境に変えていこうかというような議論は、館内では今しているところなんです。

学校図書館的にいうと、割とグループ学習というのは、それぞれの授業の中で取り入れられていまして、図書館の中に机と椅子が1学級分入るようになっていて、それが自由に組み替えられるようになっていたりとかで日常的に行われているものかなと思っております。ただ、いろんな人間が一度にそこに入って、グループで勉強する者もおれば、一人で勉強する者もおるといように、違う環境を一つの学校図書館の中に作っていくというのはなかなか難しいことなのかなと思っています。

○足羽教育長

スペースの問題が大きい。切り替えをすることで、いろんな顔を持つ図書館・学校図書館になる。今はこの時間はこういう時間で、がやがややっいいい。インターネット検索をしながら話を当然したっていいという空間として活動する。また、今はゆっくり皆が静かに読書を楽しむ時間帯だよ。また一方で、この時間はどんちゃん騒ぎはできないものの、皆が憩いの場である。私がいた頃は、昼休みに吹奏楽部を呼んで演奏会を図書館でやるというような企画、クリスマス会を図書館でやる、なんていうのは、もう勉強や学びの場所とは違う居場所というのを企画した時間帯、日にちというのを切り取れば、そういう組み合わせにすれば、図書館というのは身近な存在になります。「あそこにいけば静かに本を読まないけない」という場所だけだと、やっぱり足が遠のいてしまう生徒もいるんじゃないか。そんな工夫をすることによって、限られたスペースでも時間帯を分けることによって、いろんな活動ができるんじゃないかなと、聞いていて思いました。

○小林図書館長

時間によるゾーニングというのは、いいアイデアだなと。学校回ったりする時にはそういうアイデアもあるんじゃないかと、広めていきたいと思えます。

○足羽教育長

では、よろしいでしょうか。(同意の声。)

【報告事項ヌ】鳥取県立美術館に設ける「美術ラーニングセンター(仮称)機能」について

○足羽教育長

では、報告事項ヌをお願いします。

○梅田美術館整備局長

美術館整備局長の梅田でございます。どうぞよろしく申し上げます。県立美術館として、先月2月の11日に現地で起工式が行われました。教育委員さまにもご案内させていただ

きまして、ご出席のご回答をいただいた委員さんもいらっしゃいましたが、残念ながら、コロナの感染拡大に対応して縮小して開催するというので、大変失礼ながら縮小開催ということにさせていただきました。当日は、知事もウェブ参加でやり取りしたりという形になってしまいましたが、今後、安全な工事を進めるという意味で節目になったと思います。

建物は、これから2年間で出来ませんが、そこで何をやるかということにつきまして、やはり関心が高まって参りますので、基本計画に記しております美術ラーニングセンター、仮称であります。この実現に向けて準備を進めておりますというのを報告するものでございます。美術ラーニングセンターでやる仕事として、対話型鑑賞などのことについては、既に県立博物館で実践を重ねてきております。いよいよ来年度、令和4年度以降は、それを市町村の教育委員会であるとか、学校現場に、こういったことをやっていますよということを周知いたしまして、開館の上は是非県立美術館を使ってみようというような気持ちになっていただくのを始める時期になるのではないかと考えております。それに使います資料として、今回ご報告する資料を作成したということでございます。

資料のほうは大きく分けて、美術ラーニングセンターの狙いと活動に分けて、1と2で書いております。狙いにつきましては、美術がもたらす様々な能力というものを列記させていただいております。想像力であるとか、創造性であるとか、いろいろなものが考えられるところでありまして、これは県立博物館で実践を重ねてきた中で、成果とか、それから参加者の感想であるとか、そういったものから拾ったものでございます。

対話型鑑賞につきましては、まず絵を自分の予備知識無しに自分の目でしっかり見るところから、スタートして、その感想を言い合うというか、対話をする。そして人の意見に耳を傾けるというような発言であるとか、見る力、そしてそれをコミュニケーションする力、そういったものが育まれるのではないかと考えられるものであります。

それから2としまして、活動でございますが、美術ラーニングセンターの活動としましては、以下に挙げます事項としながら、他に類を見ない学びの拠点、研究室ということで活動を目指したいと考えているところであります。①から⑤に挙げていますが、プログラムも提案や実践、美術を通じた学びというものを作っていくわけでありまして、そのプログラム作り、これを館内もしくはアウトリーチも含めた館外で実施をするというところを根幹に屋内外の知見を活用しながら、研究開発、そして新たな手法の開発に繋がっていきたいと思います。

そして3番目には、学校現場を初めとした現場からのご相談に対応させていただく。そしてカスタマイズしたプログラムをご提供するというところが大事だと思います。

そして4番、検証蓄積、そしてそれを発信する⑤という流れ、活動をやっていきたいと考えております。

資料に付けております折込みの緑の大きな絵がでございます。これは、美術ラーニングセンターの計画概念図として、現場の博物館の学芸員が作成したものでございます。これの

ほぼ中央に軸として、研究開発からずっと下の発信・共有まで、この軸の部分が先程申しあげたような主な活動ということになります。そして、右側を見ていただきますと、大きな丸、小さな丸もありますが、小学校、中学校などを初めとしまして、学校現場以外にも幼稚園、保育園であるとか、それから障がい者の福祉施設であるとか、はたまた個人の美術館の利用者であるとか、様々な対象に対して、ラーニングセンターが機能を発揮していきたいというふうなイメージを書いたものであります。なお、この真ん中の軸のすぐ左を見ていただきますと、学芸員であったり、アーティストであったり、ボランティアスタッフであるとか、いろいろな小さな丸を書いております。これは、対話型鑑賞を初めとした各プログラマー、決して学芸員だけで提供するわけではなくて、アーティストであるとか、ボランティアの方々、そういった方々とも組みながら、これを進めていきたいなという思いでございます。様々な方が一緒に、子どもの育みの場をつくるという意味では、県立美術館に繋がるものだと考えております。

1頁にまた戻っていただきまして、活動の下のほうにカッコ書きで、小さく書いておりますが、美術ラーニングセンター(仮称)と何度も申しあげて非常にまどろっこしいですが、そろそろ新しい名前を考えたいなという意味でございます。現場の学芸員では、幅広い業務、それからアートを通じた学びを目指したいという思いが、アートラーニングラボというような横文字っぽい名前を考えたりしております。通称は、ALLでオールということで、子どもたちを始めとした全ての方々を対象にしたサービスを行いたいという思いが、これに繋がっているような気がいたします。なんとなく、いい名前だと思いますので、今後議会のほうといろいろ諮りながら、定着をしていけばいいかなと考えています。

それから、めくっていただきまして2頁でございますが、これも下のほうです。今後の進め方でございます。3年度につきましては間もなく終わりますが、現在教育委員会関係課とのワーキング作業ということで、それぞれ学校所管課であるとか専門のセクションからの意見をいただいたりしながらブラッシュアップをしているところでございます。4年度から始める対外的というか、市町村などでの説明に耐え得るような資料を丁寧に提示していきたいと思っているところでありますし、4年度からは更に幅広い事業の実践、そして対話型鑑賞のファシリテーターを養成するというのを続けてきましたが、これを登録制度にして、せっかくスキルを身に付けた方が、また離れていかないように登録制度を開始しているところでございます。引き続き4年度5年度かけて、市町村教育委員会や学校現場への説明を繰り返して、しっかり周知を重ねて各学校から手が挙がるように進めていきたいと考えております。

なお、書いてはおりませんが、並行して県立美術館に関する関心を高める催しは続けていきたいと思っております。対話型鑑賞のセミナーにつきましては来週の末にセミナーを開催いたしますし、3月27日にはスペシャルトークセッションという形で「美術館に期待するもの」というテーマとし、トークを交わしていただくことになっています。また、現場の説明会につきましては中部中心だったんですが、漸く西部のほうで今月末にはロー

タリークラブにお声かけいたしまして出前に出かけることにしましたし、東部も漸く経済団体から4月にやってほしいという話が一つ舞い込んで参りましたので、これを足がかりにしてしっかり進めていきたいと思っています。引き続き機能の充実と周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

○足羽教育長

議会のほうからも当然注目しています。本議会では視覚障がいの方の美術館活用について質問をいただいたところでございます。様々な障がいのある方、特に視覚障がいのある方が特に美術館を楽しめるような工夫・発信してほしいというのが趣旨でしたので、これも博物館でも既に取りあげてきていること、そしてまた美術館でも当然対話型鑑賞を含めて、是非そうした企画を取り入れたいというような表現をさせていただいたところです。何かございましたらお願いします。

○若原委員

よその美術館で、この美術ラーニングセンターの参考になるような例というのはありますか。

○梅田美術館整備局長

既に対話型鑑賞に限っていいますと、そもそも30年前にニューヨークのメトロポリタンで始まった鑑賞の手法だそうですが、そういったものを取り入れたところ、研究しているところは幾つかあります。ただ、学校現場と連携させてという例では、愛媛県の美術館で例はあるようですが、全県を挙げてという形になると、そんなに例はないのかなと思います。

○若原委員

いろいろ視察に行ってもらって、是非いいものを作っていただきたいと思います。

○足羽教育長

概念図を見ていると、夢が広がるなというような気がします。様々な、それこそALLという部分が出てきて、それがどんなふうここで化学反応を起こしながらいくんだろうかなというイメージする、そしてそのイメージを具現化していくというところになっていくと、より面白さが高まると思うんで、その辺の発信力・巻き込み方という部分がやっぱり課題なのかな。

○梅田美術館整備局長

学校現場をまず、というようなスタンスできていましたけれど、よくよく考えますと学

校現場でも、特別支援などいろいろ種類もございますし、目の見えない盲学校の生徒さん
もいらっしゃいますし、同時並行でやっぱりやっていくべきなのかなと。その中で社会に
通用するようなコミュニケーションといったものが、どれだけ我々の力が役に立つかとい
うところをブラッシュアップ出来ればいいかなと思っていて、本当に欲張って沢山丸
を書きましたが、全てを対象にした動きをやっていきたいなと思っています。

○鱸委員

孫なんか見ていますと、家にくると必ず絵を描く。絵を描くというか、似顔絵が好きで、
テーマを与えて、どれが一番上手かというのを必ずやっているんですけど、そうすること
によってアイデアがどんどん広がっていくのが成長とともにわかる。いい色の使い方だ
なとか、この題材はどうして思いついたのとか。是非幼児教育との関連なんていうのは大
事にしていただきたい。やっぱり小さい時にいろいろ専門の方から面白みを教えていただ
き、継続するということが大事ですし、やっぱり幼児保育というか、その辺の概念でも、
しっかりしてほしいなと思いますね。

我々福祉研究大会というところで、いろんな福祉分野の中であつたんですけど、知事賞
を取ったのが、このコロナ禍のいわゆる睡眠の意味とか、そういうのをご家族と一緒にす
るというのをまず一番に出たんですけど、その二番がいわゆるドキュメンテーションとい
うか、それが子どもとどういふふうな自然との関わりを、そうするとそこには画像という
のがイメージ化されて、そのイメージの中から子どもが成長するのもあるし、先生方が成
長するのもあるし、「これは美術だな、画像だな。」写真であろうが絵であろうが、そうい
う広がりをしていくことが子どもの基本的な情操、概念というのが出来たらいいなと思っ
て、つくづくその研究発表で、「これだったら美術館と一緒に結びついたらいいな」とか、そ
ういうので現場はすごくそういう面では情報提供があれば、うまく連携できてくると、ど
んどん広がっていくのかなと思ったり、そういう思いがしましたので是非よろしくお願
いします。

○梅田美術館整備局長

本当に幼児教育、小さい時から自分で表現する体験というのは大事なことだと思います。
アートスタートというのは非常に大事なことだなと思っています。また、福祉研究大会が、
最近県社協さんとやり取りすることがあり、次の大会では当日出させていただいてPRした
いなと思っています。また、アートについては子どもだけではなくて、美術館というか大
人の世界でもけっこう柔軟な発想力という意味では注目を集めているというのを聞いてお
りますし、そういうお声を、今度経済団体と話をしますので、活用していただきたいと思
います。

○森委員

絵とかの販売とかもされますか。障がいのある方の作品の展示販売とか、個展みたいなことは。

○梅田美術館整備局長

展示しているものを直接販売するかというと、多分、美術館としての役割から少し離れるかもしれないなと感じています。実際、展示するものというのは、そもそも販売を目的としたものではありませんので、まず、いいものを見ていただくということで、美術に親しむ、楽しむという中で、自分もほしいというふうな方も出てくる。美術館にはショップも設けることにはしていますので、関連したちょっとした物は買えるようにしています。いよいよ絵を買いたいというような話になりますと、世の中にいろいろ出回っているものになりますので、ご紹介というのはなかなか難しいかもしれませんが、楽しんでいただく中で、そういったところに注文していただくというのが少しでも増えれば、それはいいことだなというふうに思います。

○森委員

別府温泉にある、福利厚生的な施設を兼ねた施設の中で、障がい者の方たちだけの絵をフロア中に置いてありました。せっかく描かれてとても素敵なものであれば、それがちゃんと流通して自分たちの生活の糧になるとか、いろんな希望がそこに出てくるので、こういう支援の仕方、ホテルにそういう絵を沢山飾っていたりしたのだと思います。また展示会を行って支援を募ったりなどと、障がい者の方の芸術を通してその支援につなげる動きはかなり方々でみられています。

また、東京辺りにいくと、聴覚障がいの方の芸術作品に注目されたりして、ポテンシャルが高い分野でこれから可能性もいろいろあるんだろうなという感じがしますので、どんな時にやれるかという情報を集めることがすごく大事なことだと思います。

○梅田美術館整備局長

倉吉市内に、アートギャラリー無心という障がい者のアートの展示室というか、小さな街のギャラリーがございまして、知事部局の障がい福祉課が絡んだアートピアと通りの活動の一貫で設けられています。あそこでは、県内に限らず障がい者アートを集めて展示をしているんですが、最近見たのでは、値札も付くようになって、やっぱりほしいものはそこで、という方もいらっしゃるということで、おっしゃったような、いわゆる支援という形に繋げていく取組が始まっています。美術館繋がりネットワーク作りというのも県立美術館の一つの柱でありますので、その中でそういう形で、成長させていただきたいなと思います。

○佐伯委員

すみません。この美術館をどうしていくかという最初の時の話合いから参加していて、その時にラーニングセンターのことが出てきて、「いいことだな」と皆さん賛成されて、ずっとそれが流れてきて、いいなと思っているんですけども、実際の美術館ができるのはもう少し先になるわけで、今でいったらそれぞれ地域にある美術館とか、県立博物館とかがあって、そこに今の3年生とか4年生とかの子どもたちも学びに行くというか、そういうことでの活用というのは今現在も行われていますか。

○梅田美術館整備局長

現在、県立博物館でバス招待を試行しておりまして、今年度では延べ500人の小学生をご招待して、実際に博物館にある絵でもって対話型鑑賞を体験してもらったりしました。米子からは1日ばかりで来ていただいて、しっかり鑑賞していただいています。そういうことをこれからも続けていく予定でありまして、今度場所が変わりますので、東部の子どもさんもいろんなところを見ながら、倉吉に往復していただくというバスルートの開拓というのも実は並行してやろうと考えておりますので、魅力的な1日にしていきたいと思いません。

○佐伯委員

実際に行われた時の様子なんかが、なにか検索すれば見ることができるんですか。

○梅田美術館整備局長

先程いいました発信というところが、今一つ充実していないなというのをちょっと感じておりまして、今回の資料にも今までの蓄積が少しずつ載ってきてますので、それが見えるような形にしていきたいと思っておりますし、教育長からの提案なんですけど、是非、対話型鑑賞の取組とか、実際やっているところを動画で収録し、公開するとかして、是非多くの人に認知いただけるような発信の仕方に、今後取組んでいきたいと。

○佐伯委員

是非、それをお願いします。いいなということでも漠然とわかっていても、具体的にこういうふうなものがあるんだということが実感として見られると、実施していないところも実施しようとか、次に親子で行ってみようとか、いろんな広がりがあると思います。是非よろしくお願いします。

○足羽教育長

鳥取短大の学生がファシリテーターの研修をして、実際に博物館で小学生にやっていた、そんな場面でもいいので、どっちもが試行錯誤的になんていう場面でも、全然違うんだろうなと思います。はい、ではよろしいでしょうか。では、報告事項は以上とさせ

ていただきたいと思います。残りの報告事項は時間の都合により説明は省略することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。(同意の声。) はい、ありがとうございます。では、以上で報告事項を終わります。

6 その他

○足羽教育長

委員の皆様方のほうから、何か特別にこれはというものがありますでしょうか。

○佐伯委員

すみません。ソの特別支援学校の入学者状況というのは、関心があって見てみたら、高等部とか幼稚部に入られる方が少ないんですけども、これだけの人数の子どもさんしかいらっしやらないのに、広がりなかなか難しいなと思って、個別の対応はすごく出来ると思うんですけども、この辺がなんか社会性でもないけど、人との関わり方みたいな部分をどんなふうにしておられるのかなと漠然と思ってしまって。また今日じゃなくてもけっこうです。

○足羽教育長

この辺も今日報告した審議会の答申の中に、他県との違いが、他県は特別支援学校への進学がずっと増えていく中、本県はそうではなくて普通学校のほうにどんどんなっている状況で、本当に支援が出来ているか。一方で特別支援学校は、このままの5人、10人で人数が少ないから、近くにあるからといって盲学校と聾学校を一緒にすればいいのかというそんな単純な話でもないでしょうし、その辺が今後の本県における特別支援学校の在り方の一つ、検討の話合いになるかなと思ったりしています。

では、よろしいでしょうか。長くなりましたが以上をもちまして、定例教育委員会はこれで閉会とさせていただきます。次回は新年度になりますが、4月13日(水)午前10時から定例の教育委員会を開催したいと思いますがいかがでしょうか。(同意の声。) なんとか新年度に向かってコロナが落ち着いてきて、ちょっと数日は東部が大変な状況ですが、第7波は確実にくる。合間を縫いながら、いかに経済活動、社会活動を回していくかということが、主眼になろうかなと思いますので、なんとか出来るような形になればと思っています。

本当に今年1年、委員の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。様々な教育課題が本当に多くありますが、課題があるということは前進していけるということだと私は思っていますので、また委員の皆様方から前向きなご意見を沢山いただきながら、それを元に県の教育行政を新年度も進めて参りたいと思います。本当に1年間大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

では、以上をもって、終了いたします。ありがとうございました。